

令和 7 年 2 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 6 号

令和 7 年 2 月
第438回長野県議会(定例会)会議録 (第 6 号)

令和 7 年 2 月 26 日 (水曜日)

出席議員 (55名)

1 番	竹 村 直 子	28 番	竹 内 正 美
2 番	小 林 陽 子	29 番	宮 下 克 彦
3 番	林 和 明	30 番	大 畑 俊 隆
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	34 番	荒 井 武 志
8 番	垣 内 将 邦	35 番	埋 橋 茂 人
9 番	早 川 大 地	36 番	続 木 幹 夫
10 番	佐 藤 千 枝	37 番	中 川 博 司
11 番	丸 山 寿 子	38 番	両 角 友 成
12 番	小 林 君 男	39 番	清 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	40 番	小 池 久 長
14 番	加 藤 康 治	41 番	酒 井 茂 人
15 番	小 林 あ や	42 番	堀 内 孝 人
16 番	清 水 正 康	43 番	依 田 明 善
17 番	向 山 賢 悟	44 番	山 岸 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	45 番	小 林 東 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	47 番	毛 利 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆
27 番	小 山 仁 志	54 番	風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清

欠席議員（1名）

21 番 花 岡 賢 一

57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産業労働部長 田 中 達 也
産業労働部営業局長 合 津 俊 雄
観光スポーツ部長 加 藤 浩

農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 室 賀 荘 一 郎
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 山 本 千 鶴 子
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長 萩 原 晴 香
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総 務 課 主 任 東 方 啓 太
総 務 課 主 事 古 林 祐 輝

令和 7 年 2 月 26 日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、花岡賢一議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）おはようございます。自由民主党県議団、共田武史です。今回は、地方の衰退、東京一極集中のみを掘り下げて質問させていただきます。

近年、地方自治体の現場では、財政不足、人材不足といった課題が顕在化しています。特に、2000年代に進められた三位一体の改革により、地方交付税が年々削減され、社会保障費の増大などにより自治体の財政は大きく逼迫しました。一方で、国からの権限移譲が進む中、職員の削減と業務負担の増加により、地方自治体が疲弊しています。

さらに、東京一極集中が加速し、地方との格差が拡大しています。東京は豊富な税収を背景に積極的な政策を展開し続けていますが、一方で、地方は財源の制約により十分な資金を確保できていません。

しかし、地方の衰退は、地方だけの問題ではありません。地方は東京の経済や生活を支える重要な役割を担っています。労働力の供給、食料・エネルギーの提供、観光資源の活用など、東京の発展は地方の支えなしでは成り立ちません。これまでの東京と地方の相互依存関係が崩れつつある今、新たな相互依存の関係改善が必要です。

ここ20年間の長野県と県内市町村の状況についての質問です。

地方交付税は、三位一体の改革以降、大幅に削減されました。一方で、自治体の税収は増加しています。しかし、地方交付税が減った分を税収で補っているため、財政規模そのものは大きく変わらない状況が続いています。

しかし、ここに地方財政を圧迫する大きな要因があります。それは、社会保障費の増大です。少子高齢化の進行により、医療、介護、福祉関連の支出が増え続け、自治体の財政に大きな負担を与えています。その結果、自治体が自由に活用できる財源は減少し、地域振興やインフラ整備、教育、産業支援など、施策に十分な予算を確保できなくなっているのが実情です。

長野県において、財源の変化がどの程度の規模で進んでいるのか。具体的なデータを踏まえた分析について伺います。また、これが自治体運営や公共分野を中心とする地域に与えた影響をどのように評価しているのか。渡辺総務部長に伺います。

地方分権の推進により、国から地方へ権限移譲が進められています。本来は、地方自治の充実に目的としたものですが、実際には、自治体の事務負担を増大させる要因となっています。特に、小規模自治体では限られた職員で増加する業務に対応しなければならず、行政サービスの低下や職員の過重負担が懸念されます。

国から地方への権限移譲が進められる中で、職員が削減され、自治体の事務が増大しています。財源が限られる中で、業務量が増加し、行政サービスの質の低下や県・市町村職員の負担増加が懸念されますが、どのように認識しているのでしょうか。長野県の状況について渡辺総務部長に伺います。また、県内市町村の状況について中村企画振興部長に伺います。

衰退した地域こそ技術革新の導入が必要です。スマート農業や遠隔医療サービス、公共交通の自動運転などは、地域の課題を解決する大きな可能性を秘めており、これらの課題を解決することで地域の生産性や生活の質の向上が期待されます。

しかしながら、県内の自治体では、財源不足や人材不足により技術革新が進まない状況にあります。技術革新の導入において財源や人材が不足している自治体について、県として現状をどのように評価し、どのような支援を行っていくのでしょうか。また、国に対してどのような支援や政策を求めているのでしょうか。中村企画振興部長に伺います。

この20年間で、東京と地方の財政格差は大きく拡大しました。三位一体の改革が実施される前まで地方の一般財源額は増加傾向にありましたが、平成15年を境に地方交付税の削減が進み、その成長はほぼ止まりました。

一方で、東京は、税収の増加により財政規模は大きく拡大し、地方との格差が顕著になっています。具体的に比較すると、この20年間で東京都の一般財源額は1.44倍に増加したのに対し、長野県の一般財源額は1.05倍にとどまり、ほぼ横ばいの状態です。この差が生まれた主な原因

は、地方での税収が増加しても、その分だけ地方交付税が削減され、財政規模が全体として大きな変化がなかったためです。もし東京都と同じペースで長野県の財政が成長していた場合、平成15年の長野県予算 1 兆1,624億円は、1.44倍の 1 兆6,738億円にまで増加していたことになります。これは、令和 4 年度の決算額と比べても4,500億円以上の差があり、20年間で増加した累積は、総額4.5兆円以上の追加投資が可能だったことになります。この規模で投資が実現できれば、地域のインフラ整備、産業振興、教育、福祉の充実など、長野県の発展に大きな弾みをつけることができたでしょう。こうした状況を考えれば、東京と地方の格差が生じるのは当然の結果です。

さらに、現行の税財政制度の下では、この格差は今後も拡大し続けることが懸念されます。地方の持続可能な発展を実現するためには、税制や交付税制度の見直しを含め、東京一極集中を是正する具体的な施策が急務です。

三位一体の改革以降、地方交付税の削減や権限移譲が進められ、一方で、東京都の税収は大きく増加し、地方との格差が広がってきました。こうした流れの中で、県としてこの20年間の東京との格差の変化をどのように評価し、長野県の経済や人口動態にどのような影響を及ぼしたと考えているのか。阿部知事に伺います。

最近の東京のばらまき施策についての質問です。

地方では考えられないほどの子育て支援や企業助成金、住宅補助などの施策が東京都では展開されており、地方からの人口流出や企業の地方進出の抑制がさらに進むのではないかと懸念されます。

最近、東京では、財政の豊かさを背景に、大規模な支援策や助成金などが相次いで実施され、これにより、地方との財政格差がさらに拡大する可能性があります。県としてこの影響をどのように分析し、今後、長野県の経済や人口動態にどのような影響を及ぼしていくと考えているのか。阿部知事に伺います。

教育における格差についての質問です。

地域間の格差は、経済や人口動態だけでなく、教育分野にも大きな影響を与えています。本来であれば、日本国内どこに生まれ育っても同等の教育を受けられるべきですが、現実には東京と地方の間で教育環境などに格差が生じています。教育格差は、子供たちの将来の選択肢に影響を与えるだけでなく、地域全体の活力にも関わる問題です。そのため、地方においても質の高い教育を提供するための支援や環境整備が必要です。東京都と長野県の教育環境等の格差について、教育委員会としてどのように評価しているのでしょうか。また、この格差を是正し、県内の子供たちがよりよい教育を受けられるよう、どのような取組を行っていくのでしょうか。武田教育長に伺います。

日本の経済発展は、東京と地方の相互依存によって支えられてきました。地方は、労働力、食料、エネルギー、観光資源を提供し、東京は、それを活用し、消費、加工、金融、情報発信の拠点として成長してきました。このバランスが維持されることで、東京の成長とともに地方も発展するという構図が成立していました。

しかし、現在、この相互依存の関係が大きく崩れつつあります。東京は税収の増加により財政的に豊かになり、大規模な開発や助成金、支援策を打ち出せる状況になりました。その結果、地方との格差は拡大し、地方の財政状況や産業構造が厳しさを増しています。

また、地方の供給能力にも限界が生じ、東京にも新たな危機が見えています。それは、地方の人口減少が加速し、東京への労働力供給が限界に近づいていること、地方の農業、漁業の高齢化が進み、東京への食料供給も厳しくなる可能性があること、東京にとって地方は大きな市場であり、地方の衰退により東京の経済が停滞する可能性があることなどです。

これまでのように地方が一方的に東京を支える構図は、もはや持続可能ではありません。地方の発展は、東京との新たな関係性の中で考えなければなりません。地方が東京に依存し過ぎず、東京もまた地方に対して持続的な発展を支える役割を果たすことで、日本全体の成長を促進する新たな相互依存モデルを模索すべきです。

東京と地方は、経済、人口、産業など様々な面で相互に依存していますが、近年の東京一極集中の進行により、その関係性が変化しているように思われます。県として、東京と地方の相互依存関係をどのように認識しているのでしょうか。また、今後、東京と地方のバランスをどう重要視していくのか。阿部知事に伺います。

東京一極集中を是正し、真の地方創生を実現するためには、地方の経済的自立と東京との相互依存関係の改善、独自課税の強化、省庁の地方移転、そして、国の税財政改革が不可欠です。地方経済の自立的な発展には、東京都との関係やバランスを考慮しながら新たな市場を開拓し、地域経済の競争力を高めることが求められます。地方の企業は東京に依存する傾向が強く、地域内での経済循環が十分に機能していません。

一方で、リモートワークの普及やデジタル技術の発展により、地方にも新しい産業の可能性が生まれています。県として、東京とのバランスを考慮しながら県内産業の持続的な発展をどのように推進し、企業誘致や雇用創出のためにどのような施策を検討しているのか。田中産業労働部長に伺います。

長野県の地域経済の自立には、観光業の発展は不可欠です。近年、野沢温泉や斑尾高原などへの海外資本の大規模な投資が話題となっています。かつては国内投資による開発が主流でしたが、現在は国内投資の減少が目立ちます。

一方で、海外資本が投資する背景には、長野県の自然環境やインバウンド需要、円安による

投資のメリットがあり、これは県内観光地が世界で戦える可能性を持つことを示しています。今後、観光地の競争力を高めるためにも、海外資本だけに頼るのではなく、地域に根づいた東京など国内資本による投資を促進し、持続可能な地域経済を実現することが必要です。そのためには、各地の観光地が世界で戦うために必要な要素を見極め、地域ごとに適した支援と投資を促すことが必要です。県として、地方観光の競争力を強化するためにどのような施策を進めているのでしょうか。また、国内資本による観光投資を促すためにはどのような取組が必要と考えるのか。加藤観光スポーツ部長に伺います。

東京都の食料自給率は約0.47%と極めて低く、消費される食料の大部分は地方からの供給に依存しています。そのため、地方の衰退は東京への食料供給にも大きな影響を与えることになります。

これまで、長野県の農業は、東京市場との関係を通じて発展してきました。近年では、消費者ニーズの多様化や市場競争の激化により、その関係性が変化しています。今後、地方は、単に食料を供給するだけではなく、農業を通じて地域経済を支える役割を果たす必要があります。そのためには、東京市場への安定的な供給を維持しながらも、国内外の新たな市場を開拓し、農業の競争力を強化することが求められます。これまでの東京市場と長野県の農業の関係の変化をどう分析しているのでしょうか。また、安定供給を維持しながら、新たな市場を開拓し、地方の農業を持続可能な形で発展させるために、県としてどのような施策を検討しているのか。小林農政部長に伺います。

独自課税についての質問です。

地方自治体が自力で歳入を強化するためには、独自課税が最も有効な手段の一つであり、長野県では既に森林づくり県民税を導入しており、今議会では宿泊税の提案も行われています。独自課税によって得た財源を特定分野に投資し、その改善を図ることは重要です。しかしながら、独自課税などによる財源確保において東京をはじめとする他の自治体に後れを取ることは、特定分野のみならず、税収の格差や地域の経済力の格差など、地域全体に影響するおそれがあります。

独自課税の必要性の議論においては、特定施策の観点のみならず、地域全体の発展に向けた競争力の維持、確保の観点が重要です。そのため、特定施策分野の意見のみならず、県民を巻き込んだ幅広い議論が必要と考えます。地域全体の発展、競争力確保の観点から、長野県における独自課税の検討において、これまでどのように県民全体を巻き込んだ議論に取り組み、また、今後どのように取り組んでいくのか。渡辺総務部長に伺います。

長野県への省庁移転についての質問です。

先日、文化庁を視察した際、地方移転による影響や今後の可能性についての話を伺いました。

その中で、東京にあった際には、近隣県や市町村との意見交換や協働事業はほとんど実施していなかったが、移転後は、近隣地域と積極的に連携するようになり、政策にもよい影響が出ているとのことでした。このことから、東京一極集中の是正だけでなく、省庁の地方移転が国の政策に地域の声を反映させる大きな機会になると強く感じました。

現在、石破総理も省庁移転を検討している中で、長野県としても、この動きを見守るだけでなく、積極的に関与し、誘致の可能性を模索する必要があります。特に、長野県の地理的特性や産業構造、近隣県との連携を生かし、どの省庁や関連機関が最も効果的かを早急に研究し、準備するべきです。

省庁移転について、県としてどの省庁や関連機関が地域にとって有益なのか、また、どの分野が近隣県との協力が期待できるのかを早急に調査研究するべきと考えますが、いかがでしょうか。また、省庁移転による長野県及び近隣県へのメリットと日本全体への影響についてどのように分析し、今後どのようなアクションを起こしていくのか。阿部知事に伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には大きく3点の御質問を頂戴しております。順次お答えいたします。

まず、三位一体改革以降の財源状況、自治体運営や地域に与えた影響についてでございます。

市町村分を含めた本県の税財源は、三位一体改革前の平成15年度と令和5年度の比較で、税収は約1.25倍となっているものの、地方交付税を含めた一般財源は、先ほど議員からもお話がありましたとおり、約1.05倍とほぼ横ばいにとどまっております。一方で、東京都では、地方税は約1.56倍、一般財源は約1.44倍と大きく増加しております。こうした中、令和5年度の経常収支比率は、都県分に限った数値ではございますが、本県が90.5%である一方、東京都は81.3%と、自由に使える財源に大きな格差が生じているところです。

その影響についてのお尋ねでございますが、本県では、こうした厳しい財政状況の中でも、限られた財源をめり張りづけしながら必要な行政サービスを行うとともに、県内市町村においても同様に御努力されているものと認識しております。

しかしながら、必ずしも財源の理由だけではございませんが、公共交通の確保や上下水道等のインフラ整備など、地方では多くの課題が生じつつあります。その一方で、東京都では、豊富な財源を背景に、子育て、教育分野などにも踏み込んだ独自支援を実施するなど、地方との格差はもはや看過できないものとなっていると認識しております。

次に、長野県職員の業務負担の増加への認識についてでございます。

国から県に対する権限移譲で自主性が高まったことにより、きめ細かなサービスが提供できるようになった反面、県としては、責任が増す中で、専門性や政策形成能力の向上がますます

求められるようになっております。また、近年、急速な社会情勢の変化や人口減少社会への対応により業務量が増加傾向にあると認識しております。

こうした状況に対応するため、組織風土改革「かえるプロジェクト」の取組を引き続き進めるとともに、来年度からは、内部管理業務の集約化や生成AI等のICTツールの活用など徹底した業務改革に新たに着手するなど、職員が真に担うべき業務に注力できる環境を整えてまいります。

最後に、独自課税の検討時における県民全体を巻き込んだ議論と今後についてのお尋ねでございます。

本県では、平成20年度から長野県森林づくり県民税の課税を開始しており、導入時及び適用期間延長の際には県民説明会等を開催し、県民の皆様に参加いただくとともに、パブリックコメント等を通じて頂戴した御意見等を制度に反映させてまいりました。

今議会に提案しました長野県宿泊税については、従来の取組に加え、意見交換会のオンライン参加やアーカイブ動画の配信など、様々な世代や地域の方に参加いただけるよう工夫したところでございます。

今後、仮にではございますが、独自課税の導入検討を行う場合には、やはり制度趣旨などが分かりやすく県民の皆様に伝わるよう、資料や活用媒体などを工夫するとともに、十分な説明機会を設けること、また、頂戴した意見に対して丁寧に説明し、多くの県民の皆様の理解を得つつ進めること、こうしたことが県民全体を巻き込んだ議論という観点には欠かせないものと考えてございます。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には市町村の状況について2点御質問をいただきました。

まず、市町村職員の業務負担増加への認識についてでございますが、三位一体の改革以降、国から地方への権限移譲については平成の大合併の取組も通じて地方分権改革として進められてきたところです。その結果、市町村の事務は、合併後のある程度の規模感がある自治体での執行が想定されており、小規模市町村の多い本県の市町村は、そもそも職員への負担が重い状況と推測されます。

また、少子化対策としての子育て支援、高齢者対策としての介護サービスの充実などの人口動態の変化に伴う行政ニーズの高まりにより、業務量の増加、多額の財政支出が求められるほか、カーボンニュートラルなまちづくりの推進、書かない窓口、行かない窓口といった行政手続のデジタル化などの新たな行政課題への取組には、専門性を持った職員の確保育成など、市町村への負担はますます増加していると認識しております。このような状況を踏まえると、D

Xの推進による業務の省力化や広域連携の強化などによる行政サービス提供体制の効率化などが本県では強く求められているものと認識しております。

次に、自治体における技術革新の導入に係る現状や支援についてでございますが、先ほども申し上げたとおり、人口減少が進む中、市町村においては、デジタル技術をはじめとした新技術に柔軟に適用することが不可欠であります。一方、財源や人員に余裕がない団体は、新たな取組に踏み出しにくい状況にあります。特に、担い手となるデジタル人材の不足は喫緊の課題であり、総務省の調査によると、1人の職員が情報システムを担う、いわゆるひとり情シスの状況になっている市町村が、令和5年度時点で県内には20団体あるとされているところです。

こうした状況も踏まえて、本年度中に策定予定の長野県DXアクションプランの案では、市町村が、団体規模を問わず、外部支援も活用しながら、主体的、継続的にDXに取り組めるよう施策を展開することとしております。

具体的には、今年度も個別の市町村へ外部デジタル人材を派遣し、業務プロセスの見直しやデジタルツールの活用などを伴走支援する事業を実施しておりますが、来年度からこれを強化し、特に、書かない窓口、行かない窓口といった県としても力を入れていきたい窓口改革に関しては、直接県から人材を派遣し、取組を牽引する予定です。

加えて、全市町村が参加する協議会を活用し、引き続き共同で情報システムの実証や調達、利用を進めることで、コストや事務を削減し、ノウハウを共有しながらデジタル技術を活用できるよう取り組んでまいります。

また、国に対する要望としましては、本県単独でも、全国知事会でも、デジタル実装を進めるための交付金やデジタル人材の確保に係る財政措置の拡充などを求めてきております。市町村が着実に取組を進められるよう引き続き必要な支援を行ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）東京一極集中に関連して、私には4点御質問をいただきました。

まず、東京との格差の評価と、長野県経済、人口動態への影響という御質問でございます。

日本の人口は、2008年をピークに減少局面になっているわけですが、人口面で見ますと、東京都の人口は、2000年が約1,200万人、2022年あるいは2023年は1,400万人を超えてきているという状況でありまして、約二十数年間の間に200万人人口が増えています。僅か20年間の間に長野県ぐらいの人口が増加しています。すさまじいペースで人が増えております。

当然、先ほども御質問の中にありましたように、財政力の格差が開いてきているということもありますし、また、様々な産業の集積など、東京へ行くといつも思うんですけれども、常にいろいろなところで再開発事業がばんばん行われているということで、日本全体では失われた30年と言われながらも、東京は、この間も、人口増による消費者人口の増大やまちづくりの活

性化などで発展してきているというふうに思っています。

日本全体から見れば、東京が発展しないほうがいいとは全く思っていない。東京が発展すること自体に反対するものではありませんし、世界の都市間競争を勝ち抜く上では一定程度必要だというふうに思っております。

しかしながら、やはり東京に何でもかんでも集中してしまっていることが課題だと思います。特に、高等教育機関は、大都市部、とりわけ東京にかなり集中しています。そうすると、どうしても、高校を出ると、東京をはじめとする大都市へ行かざるを得ない。特に、地方で生まれ育った子供たちにとっては、東京で生まれ育った子供たちに比べると、やはり下宿代をはじめコストがかかる。東京と地方、子育て全体を通して考えれば、相対的にどうしてもコストがかかりがちだというふうに思います。

また、特に、サービス産業や、世界にとって重要なエンターテインメントのような、これから日本として伸ばしていかなければいけないような産業分野が東京に集まっている。そうすると、どうしても、産業、経済の活力、IT関連企業であったり、エンタメ系であったり、そうしたところに働く場を見いだしたいという若者たちはどんどん東京で就労してしまうということにつながります。

また、私がいつも感じているのは、メディアの東京一極集中であります。常に東京発の情報に日本国全体がさらされ続けているわけでありまして、テレビをつけると、地元のこともやっていただいていますけれども、東京ではこんなおいしいお店があるなど、かなり東京の情報があふれているというふうに思います。そうしたことを考えると、これは行政システムだけの問題ではなく、やはり社会経済全体が東京一極集中という問題にしっかり向き合っていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

今申し上げたように、ここ20年間、東京の人口はどんどん増えてきています。結果として長野県をはじめとする地方部において人口の社会減が続いているということに加えて、労働力人口の流出によってどこの分野も人手が足りないという課題が生じているわけであります。我々長野県としても、もちろん努力をしなければいけません。そして、東京都が発展すること自体を否定する必要はないというふうに思います。しかしながら、長野県と東京都、あるいは東京以外の地域と東京都の関係性をどうしていくのかということは、議員御指摘のとおり、極めて大きな課題だというふうに思っております。

続いて、東京都との財政格差による長野県の経済、人口動態への影響ということですが、東京都はこういうことをやりますという報道が毎日のようにされているので、正直言って行政の責任者としては非常にづらい部分もございます。

例えば、18歳までの子供1人当たり月額5,000円支給、これを仮に本県で同じように実施す

るとすれば、一般財源が年間180億円程度必要になってきます。それだけではなく、今国政で議論になっています高等学校の授業料の実質無償化や、全ての家庭の保育料の無償化にこれから取り組んでいくということなど、非常に強い財政力を背景として様々な分野で手厚い取組が行われているという実情であります。

これがどう影響するのかという御質問でありますけれども、まず心配されるのが、人口のさらなる集中を招くのではないかということ。また、これは昨日も子供医療費の話で申し上げましたけれども、本来、ナショナルミニマム的に取り組むべき社会保障制度や教育の基本に関わる部分を一自治体としての東京都がどんどん突出した形で進めることになると、やはり国民の間に不公平感が生じてくるというふうに思います。

加えて、実際、首長同士で話をすると、どうしてもサービス競争につながりかねないと。先ほどばらまきという御指摘もありましたけれども、東京都がここまでやっているのだからなぜやらないんだというふうに責められると、どこの都道府県も市町村もどうしてもそういうことに向き合わざるを得ない。これは、政策競争を行うという意味ではいい側面もありますが、十分な議論、検討、エビデンスなしに、単に少子化対策だということで個人給付をどんどん増やすということになると、これは財政の硬直化にもつながりかねないということがありますので、やはり冷静な議論をしっかりと行うということが必要ではないかというふうに思っております。

特に私が課題だと思っているのは、国と県と市町村がみんな同じことをやっています。財政力が強い東京都は、国にも影響を与えています。これは、いい部分もありますけれども、一方で、東京は基礎自治体の業務も行っていますから、場合によっては市町村行政にも影響を与えます。単に都道府県間同士の影響だけではなくて、行政全般にいろいろな影響、プラスの影響ももちろんありますが、マイナスの影響、時によって拙速な議論を招きかねないというところもありますし、日本国全体の財政を考えたときに、本当にどこのレベルまでが持続可能なのか。あるいは、東京はいいけれども、ほかの地域で同じようなことをやったときにどういうところに財源を求めるべきなのか。そうしたことが検討されなければ、なかなかついていくことは難しいというふうに思っています。そういう意味で、こうした影響をしっかりと踏まえながら対応を考えるということが必要だと思っています。

それから、東京と地方の相互依存関係の認識とバランスについてという御質問でございます。

御質問にもありましたように、東京都と地方部の関係、食料であったり、エネルギーであったり、あるいは観光であったり、いろいろな分野でつながりを持っているわけでありますので、当然のことながら、どちらかの地域だけが発展してどちらかの地域が衰退すればいいということではないわけで、お互い発展していくことが本来は望ましいというふうに思っています。

私は、東日本大震災の直後にいろいろなところで話したのですが、東京の人たちは、何とな

く自立して生活しているという錯覚に陥っている人が多かったんじゃないかと思いますが、あのとき、東京都のエネルギーは、福島県の皆さん、原発に依存しているということを嫌というほど痛感されたのではないかと思います。しかしながら、そうした災害が収まると、また元のように、大都市、特に東京の皆さんは、地方の重要性や、自分たちの暮らしと地域の皆さんの暮らしとの関係性を意識せずとも暮らせるようになってしまっているというふうに思います。

当然のことながら、農業の発展やエネルギー政策の進展について我々地方が考える場合には、やはり東京をはじめとした大都市圏の皆さんにも同じような思いを持っていただいて、応援してもらい、取り組んでもらうことが大変重要だというふうに私は考えております。

今後のバランスという話であります。

私は、今、過疎連盟の会長をさせていただいておりますけれども、地方が非常に疲弊している、急速に人口減少している中で、大都市圏の皆さんにもっともっと地方に目を向けていただきたいというふうに思っております。また、いろいろな政策を講じるに当たっても、単独の地域だけの政策ではなく、やはり相互間の協力連携もしっかり考えていくことが必要だというふうに思います。

例えば、長野県は、二地域居住やリゾートテレワークなど大都市圏とつながりが深い政策にも取り組んでおりますので、大都市部の皆さんと連携してこうした政策をしっかり進めることによって、お互いの地域がウィン・ウィンの関係になるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後に、政府関係機関の地方移転についてということで御質問をいただきました。

かつて、約10年前のいわゆる最初の地方創生の取組のときにも地方移転の議論が行われたわけではありますが、今後新しい動きが出てきますので、その動きに後れを取ることがないように、我々としても情報を積極的に把握しながら対応していきたいというふうに思っております。

政府関係機関の地方移転は、先ほど、地方と大都市、東京とのウィン・ウィンの関係というふうに申しましたけれども、政府機関を移転することは、災害リスクの低減ということにもつながりますし、広い日本の国土を有効に活用していくということにもつながっていきます。

我々長野県にとっては、政府機関によっては、長野県の特色ある政策との相乗効果を生むこともできると思いますし、また、一定程度機関が設置されれば、そこで働く人たちもいらっしゃいますし、それに関連しての経済活動も活発になります。こうしたメリットがありますので、この問題にしっかり向き合っていきたいと思います。

どの省庁や機関が地域にとって有益かという御質問については、これから我々ももう一回しっかり考えていく必要があると思いますが、かつて市町村の皆さんの御意見も踏まえて長野県から提案させていただいたのは、例えば、森林県でありますので、森林技術総合研修所、そ

れから、駒ヶ根にはJICAの研修所もありますので、国際協力機構、さらには、長野県は火山が多い地域でありますので、国立研究開発法人防災科学技術研究所の地震・火山防災研究ユニット、さらには、健康県としては国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、長野県の方針や特色と結びついているものとしてこうした提案もさせていただいてきたところであります。今後、国の動きをしっかりと見極めながら、速やかな対応ができるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には東京都と長野県の方針環境等の格差と今後の取組についてのお尋ねでございます。

方針環境において、東京都との違いで最も大きなことだと考えることの一つは、教員の配置でございます。東京都では、正規教員を義務標準法の定数を超えて配置しておりますが、東京都を除く全ての道府県は定数内の配置であります。東京都では定数を超える分を独自の財源で配置していると思われまゝす。

また、東京都においては、公立学校の給食費無償化等に取り組む市区町村への都単独の補助や、都立高等学校の授業料について所得制限を撤廃するとともに、私立高等学校授業料に対する独自の支援制度を実施するなど、他県では取り組むことが難しい事業をこれも東京都単独の財源で実施していると思われまゝす。さらに、東京都は公共交通の利便性が高く、児童生徒にとって通学可能な学校の選択肢が多いということも本県との違いであると認識しております。

しかし、本県の強みである豊かな自然、多様な文化や地域の方々との密接な関わりなどは、本県ならではの方針環境であり、こうしたよさを生かした教育の実現をしてみたいというふうに考えております。そのためには、各県それぞれの課題に応じ柔軟に活用することができる制度や財源が保障されることが望ましいと考えており、今後も国に対して要望をしてみたいと考えております。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には東京とのバランスを考慮した県内産業の持続的な発展についてのお尋ねでございます。

本県産業にとって、東京はサプライチェーンの構築や営業取引等において欠かせない存在でございます。ただ一方、過度な東京一極集中が進んだことで、地方では人口が減少し、労働力不足や消費規模の縮小など地方経済の低迷をもたらしているものと認識しております。

今後は、長野県の豊かな自然はもとより、充実した方針環境、BCP対策、従業員のウェルビーイング向上といった本県ならではのメリットを前面に打ち出した取組が重要でございます。

このため、企業誘致や人材確保においては、災害リスク回避の観点から、本社機能の分割移転や研究機関の立地、また、快適でかつ創造性や生産性の向上が期待できるサードプレイス職場としてサテライトオフィスの開設を推進するとともに、都市圏の企業と連携し、信州リゾートテレワークを絡めた兼業、副業のデジタル人材活用による柔軟な中小企業経営を支援してまいります。

加えて、若者・女性にとって魅力ある雇用の場を創出するために、全国トップレベルの助成率で支援するICT産業立地助成金によるITやクリエイティブ分野の企業集積や、本年度新たにオンラインツールを活用して営業を行う事務所や育児支援施設を拡充した本社等移転促進助成金の活用促進などを進めてまいります。

引き続きこの時代の潮流を捉えた取組を強化し、地方と東京の双方がメリットを享受し、共存共栄することで、県内産業の持続的発展につなげてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には地方観光の競争力強化や国内投資を促すための取組についての御質問でございます。

本県の観光振興は、世界の中でその存在感を発揮できるよう、世界水準の山岳高原観光地づくりを目指しており、また、その取組の方向性を、観光地域づくり、プロモーション、インバウンドの三つを柱として推進しております。

現在、県内観光地では、多様化する観光ニーズへの対応や施設の老朽化などの課題を抱えていることから、新たな投資を促すことも重要であり、その際には地域に根づいたものである点にも配慮が必要と考えております。

こうした投資の促進に向けましては、行政や観光事業者など地域が一体となって、自然や歴史文化など地域の資源を評価、再認識し、その魅力を磨き上げ、ビジョンを描くとともに、発信する取組が重要であると認識しております。このため、県といたしましても、スノーリゾートの再構築や持続可能な観光に関する国際認証の取得など、観光地の魅力向上、発信に関する支援策を進めており、こうした取組を通じて競争力の強化を図るとともに、新たな投資につなげてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には東京市場と長野県農業の関係変化の分析と本県農業の持続可能な発展についてのお尋ねをいただきました。

本県は、東京を中心とした首都圏へ多くの農畜産物を供給するとともに、高速道路網の拡大

や保冷技術の進歩に伴い、京阪神や九州地域においても重要な供給産地となっております。東京一極への依存から、関西圏を中心とした西日本へと市場は拡大傾向にあり、販路拡大の取組は東京市場と同じく大阪市場にも注力しているところでございます。

県としましては、質の高い農畜産物を都市部に安定供給するため、引き続き生産性向上の取組を進めていくとともに、今後、国内需要の減少も考えられることから、海外市場も視野に販路を開拓していくことも必要であると認識しております。

さらに、近年は新鮮な農産物が手に入る農産物直売所が改めて注目されており、地域内外の消費者やインバウンドを含む観光の需要を取り込むことも重要です。このため、直売所の販売力強化や地域の食を観光に生かす地域づくりなどにより本県農業・農村の魅力を発信し、強化してまいります。

以上でございます。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君） 御答弁いただきました。

最近の東京のばらまきとも言える政策、また、都知事の発言を聞いていると、あきれを通り越して怒りさえ覚えてしまいました。

そんな中、政調会メンバーと共にこういった調査をしながら今回質問させていただいているのですが、考えれば考えるほど様々な課題が見えてきます。

先ほど、阿部知事から、長野県で東京都のように18歳未満に5,000円ずつ配れば180億円と。東京の財政は、毎年恐らく4%程度伸びているんです。それを長野県に当てはめると400億円ずつ増えていくことを考えれば、180億円配ることはできちゃうんです。そういったことを考えれば、東京都は、まだまだこれから私たちには考えられないような財政出動をしてくるということが計算できます。

そんな中で、私たちも、今まで、こういった議論を県議会でやるかどうかということは悩んだのですが、現実問題、このまま放っておいたら地方が駄目になっちゃうという危機感を持って今回こういった話をさせていただきました。この二、三十年間を振り返ると、東京との関係で様々な課題、また可能性も見えてきます。引き続き県としても研究をお願いします。

国の税財政改革は、地方自治体の財政基盤に直結し、地域の存続に大きな影響を与える重要な課題です。しかし、この議論を国だけに委ねていては、地方の実情や課題が十分に反映されない可能性があります。特に、東京一極集中による地方の疲弊や人口減少の深刻さについては県民一人一人にも理解してもらう必要があります。そのため、地方自治体としては、議会と連携し、県民と共に声を上げ、国に対して具体的な提案を行うことが求められます。

東京一極集中是正のための税財政改革の実現に向け国を動かしていくためには、県民、国民

を巻き込んだ世論形成も含め、国に訴えかけていくことが重要と考えます。知事としてどのように取り組んでいくのでしょうか。

これまで述べてきたように、地方の財政基盤強化、産業の自立、観光、農業の競争力向上、教育格差の是正、そして省庁移転を含む国の政策の見直しは、東京一極集中を是正し、地方が持続可能な成長を遂げるために不可欠です。今こそ地方と東京が互いに支え合い、日本全体として成長できる新たな関係を構築すべきです。長野県としてもこの課題に積極的に取り組み、地域の未来を切り開いていくべきです。

地方には存続が危ぶまれる自治体もありますが、真の地方創生のために、税財政改革、東京都との関係の見直し、経済の再建、省庁移転など多くの課題に取り組む必要があります。今後、真の地方創生のためにどのような行動を取っていくのでしょうか。以上2点を阿部知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）2点御質問をいただきました。

まず、税財政改革実現に向けて国を動かすための取組という御質問でございます。

御質問にあるように、税財源が東京にかなり集中しているということは大変重要な課題だと思っています。これまでも、知事会等では偏在税制の議論をしてきているわけですが、こうした議論をより深めていかなければいけないというふうに思います。

その一方で、これは我々自治体レベルの問題だけではないというふうに思います。やはり国としてどうあるべきかという観点での議論が行われることが必要だというふうに考えております。今の国土形成計画におきましても、国土全体にわたり人口や諸機能の広域的な分散を図り、東京への過度な集中を是正することは喫緊の課題だというふうに位置づけられているわけがありますし、また、石破総理も、施政方針演説におきまして、地方創生2.0として、一極集中を是正し、多極分散型の多様な経済社会を構築していくという発言をされています。まさに、国においても問題意識を持っていただいている今こそ、大きなチャンスだというふうに思います。この機会に効果的な働きかけを行って国を動かしていくということが必要だと思います。

特に、この財政の話については、今申し上げたように、国レベルでも一極集中の問題意識は持っていただいていると思いますが、具体的な課題をどこまで認識されているかという点と甚だ不十分ではないかというふうに思います。私たち地方公共団体、都道府県、市町村側から切実な課題、そして具体的な問題提起、こうしたことをしっかり発信していくことが重要だと思います。そのためには、市長会、町村会の皆さんともしっかり連携しながら取り組んでいきたいというふうに思いますし、特に、大きな制度改正は、行政レベルの議論の枠組みを超えてしまうというふうに思います。そういうことを考えれば、県議会の皆様方も含めて、長野県の6団体一体と

なって取り組んでいくことができれば私としてはありがたいというふうに思っております。

市町村議会の皆さん、あるいは国会議員の皆さん、さらには他の道府県の地方議会の皆さん、こうした皆さんとも連携協力しながら取り組んでいくことができれば、こうした動きを進めることができるんじゃないかというふうに思います。私も、共田議員と同様、この点については危機感を持っておりますので、ぜひ具体的な動きができるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、今後真の地方創生のためにどのような行動を取っていくのかという御質問でございます。

まず、本県としては、県民会議で取りまとめられました信州未来共創戦略、これを多くの県民の皆様方、市町村や経済団体、労働団体、関係者の皆様方と一緒に実現を図っていきたいというふうに思っています。

加えて、それだけではなかなか東京一極集中の問題は是正されないところがあります。全国知事会の枠組みでの議論ということはもとより必要であります、東京都知事も御参加されており、いつもいろいろな議論になってまいります。やはり問題意識を共有している知事の皆さんとしっかり連携しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

今、将来世代応援知事同盟という中堅、若手の知事のネットワークがありますので、その場ではこれまでも東京一極集中の話はテーマとして取り上げています。今後ともそうした全国の同じ志を持つ知事の皆さん、首長の皆さんとしっかり連携しながら地方創生の取組を進めていきたいというふうに思っております。また、県議会をはじめ、市町村の皆さん、多くの皆さんと問題意識と方向性をしっかり共有しながら取組を進めていきたいというふうに思っています。

東京一極集中の是正や地方創生の推進、これはまさに県民の皆様方の幸せの実現に資するものというふうに考えております。そうした問題意識をしっかり持ちながら県政を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君） 東京もいずれ人口減少に陥ります。そんな中、東京が今のような規模を維持することができなくなる可能性があることを考えれば、東京が今むちゃをして財政出動していることも理解ができるようになりました。

そんな中、相互依存関係をしっかりと適切にやること、そして、お互いに尊重し合うことが大切だということを改めて感じます。東京一極集中の是正には、国、地方、そして東京がそれぞれの責任を自覚し、日本全体の発展のために協力することが不可欠です。地方は、経済的に自らも自立しつつ東京への供給拠点の責任を果たし、東京は、地方の発展を支援しながら自らも

成長し続けること、双方が共存共栄する新たな相互依存関係をつくらなければいけないと思います。

これを支えるために、国は、財政改革や分権化をする中で、地方と東京のバランスを調整する役割、そして、両者が持続的に発展でき、役割を果たせるようにしなければならないと思います。こうした協力体制の下であれば、持続的な発展モデルを構築すること、そして、日本全体の競争力、活力を取り戻すことができると思います。

もっと議論をしたいところですが、阿部知事におかれましては、引き続き御努力をよろしくお願いします。

○議長（山岸喜昭君）次に、寺沢功希議員。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）本年4月、建築基準法及び建築物省エネ法が大幅に改正されます。今回の改正は、令和4年6月に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律によるもので、平成17年に発覚した耐震偽装事件に端を発した平成19年改正以来の大改正と言われています。

平成19年の改正では、建築設計現場と確認申請現場共に大きな混乱が起き、建築確認審査の手続が大幅に停滞し、結果、施行から1か月間は日本全国で建築確認審査が1件も許可にならないという事態になりました。その後も建築確認がなかなか下りないという状況が続き、結果、平成19年度の住宅着工戸数は前年度比19.4%減と5年ぶりの減少となり、建築業界のみならず、周辺業界にも大きな影響を及ぼしました。

こうした過去の状況を教訓としてか、国土交通省は、今回の改正を前に、令和4年9月、令和5年4月、令和6年4月と段階を踏んだ改正を行うと同時に、令和4年より、チラシの作成や、ホームページに説明資料、説明動画の掲載、説明会、講習会を開催するなど、周知にも取り組んできました。しかし、改正を目前にし、建築士の皆さんをはじめ関係者の皆さんの多くは、依然として不安を抱いており、理解の度合いや解釈の仕方にそれぞれ差がある現状です。

そこで、以下、質問してまいります。

4月の改正により、いわゆる4号特例が縮小されます。4号特例とは、建築基準法第6条第1項第4号に該当する建物に対する審査省略制度です。4号建物は、2階建て以下、延べ面積500平米以下の木造建築物で、一般的な木造住宅のほとんどはこれに該当します。今回、この4号建物が、延べ面積200平米以下の木造平屋建てを新3号建物に、それ以外が新2号建物に分けられます。

これまで、4号建物に対しては、建築士が設計した場合に、建築確認申請時の構造審査省略、大規模な修繕、模様替えの際の建築確認不要、都市計画区域外での建築の際、建築確認不要と

いった特例が適用されていましたが、その適用範囲が新3号建物のみに縮小されます。これにより、審査機関において構造審査件数増加による負担増、都市計画区域外及び大規模な修繕、模様替えにおける建築確認申請必要建物の対象拡大による申請件数の増加が予想されます。

申請書の受理から35日以内に確認済証を交付しなければならないとされていますが、先ほど述べたとおり、過去の改正では、混乱が起き、審査が滞った例があります。建築主事の立場である県の体制は整っていますでしょうか。

これまで、都市計画区域外での4号建物新築時には建築確認申請が不要でしたが、今回の改正により、建て替えや増改築の際は確認申請が必要となります。そのため、増改築の際、審査が通らない案件が発生する可能性があり、建築主は対応に苦慮する状況となり得ます。そうした物件に対する対応はどのように想定しているのでしょうか。

また、全域が都市計画区域外という自治体や、近年確認申請業務の多くを民間が担っていることから、自らの地域における建築状況が把握できない市町村もあります。加えて、建築士の皆さんからは、今回の改正に関心が薄い市町村もあるとの声も聞きます。今回の改正や昨今の業界の流れによる市町村への影響や課題について県はどのように考えておりますでしょうか。

今回の改正では、全ての建物に対して省エネ基準適合が義務づけられ、新築のみならず、10平米を超える増改築も適用となります。修繕、模様替えのいわゆるリフォームは含まないとされていますが、建築士の中には、確認申請が必要となる大規模な修繕、模様替えは含まれると解釈されている方もいらっしゃいます。長野県の特性上、また、空き家対策もあり、古民家の増改築での省エネ基準適合への対応に不安の声もあります。また、我が県では、ログハウスの物件も多く、省エネ基準の適合に加えて、2030年度目標のZEH・ZEB化の対応への不安の声もあります。こうした声に対する県の考え方はいかがでしょうか。

改正法施行に向け、国の事業である建築士サポートセンターを長野県建築士会と連携して開設されました。これまでのサポート体制及び支援状況はいかがでしょうか。また、施行後の県のサポート体制及び支援はどのように考えておりますでしょうか。

今回の改正や時代の流れにより、小さな工務店や一人親方の大工さんにとっては、より細かく専門性が求められてきており、今後、特に対応に苦慮されと思いますが、そうした皆さんへの支援をどのように考えておられるか。以上、建設部長にお聞きします。

次に、昨年12月、急激な人口減少の緩和と、人口減少社会にあっても活力を維持向上させるため、これまでの常識にとらわれることなくそれぞれが行動変容を行っていくことが必要として、広く各界各層様々な方々の参加を得てオール信州で人口減少対策を進めるため、「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」が設立され、設立会、全体会において、行政のみならず、企業、地域、県民みんなで人口問題に向き合うための羅針盤として「信州未来共創

戦略 みんなでつくる2050年のNAGANO」が策定されました。

戦略の策定に当たっては、令和5年8月に第1回検討会が開催され、議論がスタートし、時期を同じくして議会に設置された少子化・人口減少対策調査特別委員会において、私も委員の一人として過程を見てきたと同時に、議論に参加してまいりました。

この戦略、当初は「少子化・人口減少対策戦略」とされ、素案を経て、昨年2月に方針案が発表されました。その後、この方針案をもって県民との意見交換や県民会議準備会合が開催され、昨年9月、戦略の骨子案が示されました。しかし、その骨子案は「人口戦略（仮称）」とされ、名称だけでなく、内容からも一切の少子化という文字がなくなっておりました。

議員提案により県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例を制定した議会として、特別委員会で、私を含め、委員からこの対応に疑問を呈しました。県からは、若者との意見交換で、子供を産まないことが悪だという印象を与えないようにしてほしいという意見を伺った。また、少子化対策という言葉が前面に出し過ぎると、子供を産まないことは悪だという印象になって、女性にプレッシャーになるという話を複数の方からいただいたということで、あえて少子化という言葉は抜いたと説明がありました。

悪印象やプレッシャーを与えてしまっていることにはっとさせられた反面、少子化という事実も言葉として表現することが難しいこと、プレッシャーを与えないまでも、危機感を持ってもらわなくてはならないのではないかと複雑な気持ちを持ちました。

一方で、特別委員会では、委員から、「若者・女性から選ばれる」という表現、言葉自身に大変違和感があると指摘がありましたが、これに対しては、県民や準備会合の皆さんとの意見交換ではそうした指摘はなかったため、こうした表現をしている。女性や若者にも長野県を愛してもらいたい、そんな気持ちでこの言葉を使っていると説明されました。

正直、私としては、「少子化」も「若者や女性に選ばれる」のどちらの言葉にも違和感を持ちませんし、不適切だとも思いません。だからこそ、この二つの言葉に対する異なる対応に理解できずにいます。県民から直接意見を聞いたから対応したということであれば、我々議員も県民の代弁者であります。もちろん、立場や会派、政党で対応を変えるのは問題外です。多様な時代にあって多様な意見を尊重することは重要ですが、整合性が取れ、自信を持って説明ができる対応が必要だと思います。そういった意味では、県民の皆さんの意見を聞くパブリックコメントにおいて多くの意見や御指摘が寄せられても修正や削除などが行われなかったり、一方で、僅かな御意見に対して多くの点の修正や削除が行われるなど、事業により対応に差があるように感じます。どのような考え、基準を持って対応しておられるのか。企画振興部長にお聞きします。

長野県議会においても、会議規則が改正され、令和4年12月に花岡議員が、令和6年9月定

例会に垣内議員、青木議員がそれぞれ育児休暇を取得されました。休暇明けの一般質問において、3人それぞれから育児の大変さの再認識や男性育休の必要性などの感想が語られました。一方で、休暇中の働きぶりや貢献度など、パートナーや御家族側からの感想も気になるところではありますが、それは置いておいて、性別による固定的役割をなくし、共育でも当たり前にするために、4人の子を持つ親として、反省の念も込め、男性の育児参加、育児休業を取得しやすい環境整備は大変重要です。

県においては、令和5年9月に長野県職員いきいき活躍推進プランの男性職員の育児休暇取得促進に係る数値目標が改定され、今年度目標が、2週間以上100%、来年度が1か月以上100%とされました。

先ほど申しましたとおり、男性の育児参加、共育では大変重要だと考えます。しかし、男性職員からは、こうした目標設定から、実際子供が誕生した後、育休を取得しないでいると、所属長から取得するようかなりのプレッシャーをかけられ、ハラスメントと感じるという声も聞きます。こうした状況は多様な働き方に矛盾するとも捉えられます。それぞれの夫婦、カップル、家族の考えがあり、本来は全ての希望する方が育休取得できること、そうした環境をつくることが重要であり、取得を強制することではないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。総務部長にお聞きします。

「不適切にもほどがある!」、昨年放送されたテレビドラマです。昭和と令和それぞれの社会を相対的に風刺しながらのセリフや表現が話題になりました。今のコンプラ社会で言えば「不適切だ」と言われ、けしからんと言われ、批判されて終わりそうな番組でしたが、流行語大賞を取るまで社会的に支持されました。不適切な表現だとあえてテロップで表示したこともあります。私は本当の話をし、表現をし、本質が伝わった結果だと、つまり、つくり手のメッセージがストレートに視聴者に伝わったのだと推察します。

行政の発信や事業推進には、まさにこういったことが必要であります。逆に言えば、こうした点が足りない、できていないということだと思います。先ほどの少子化という言葉への考え方や対応など、昨今の子供の取扱いに対する考え方に疑問もあります。曖昧な、そして拡張され過ぎたモラルに縛られ過ぎているのではないかと感じます。

代表質問への答弁で、知事が見られた女性が自治会長になる寸劇での表現の内容を「なかなかこうした場で言いづらいところがある」とおっしゃっていましたが、まさにそういう時代にあって、また、政治家という立場にあって、発言や発信など様々に気を使わなければならないことは十分に理解できます。しかし、曖昧な表現では伝わりにくく、インパクトもありません。危機感が伝わらず、県民の意識改善にはつながらないと考えます。議案説明でも、伝わる広報の実現を述べられていましたが、このような難しい時代において、どのように表現し、発信し、

事業を推進していくお考えでしょうか。知事にお聞きします。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には４点質問をいただきました。

まず、建築基準法改正に伴う建築確認申請の審査体制への影響について御質問をいただきました。

建築物の新築や増改築などをする際に必要な建築確認の審査は、特定行政庁である県や一部市のほか、民間の指定確認検査機関でも行っており、申請者が申請先を選ぶことができる制度となっております。令和５年度における県内の確認申請件数は年間9,776件であり、そのうち県が約12%の1,139件、市が約６%の616件、民間機関が約82%の8,021件の審査を行いました。

今般の改正では、審査省略制度の見直しにより、基準への適合を審査する項目が増えることから、審査に要する時間も増加し、法改正に合わせて、法定審査期間は７日から35日に延長されることとなっております。都市計画区域外の小規模な建築物が新たに対象となるなど、申請対象範囲の拡大により、県が行う審査件数は150件ほど増加するものと予想しております。県では、電子台帳の整備や業務のアウトソーシングを行うなどにより合理化を進めており、法定審査期間の中で審査が完了できるよう体制の整備を図っているところでございます。

次に、都市計画区域外の建築確認における法改正の影響や課題について御質問をいただきました。

過去、都市計画区域外において建築確認が不要であった小規模な建築物が相当数存在することから、審査が通らないケースとしては、増改築前の建築物が法に適合していない場合が考えられます。従来は、この不適合部分を是正した後に建築確認申請を行っていただくことを原則としておりましたが、既存部分に法令の規定に適合していない部分があったとしても、全体として適法となるように増改築の計画がなされていれば建築確認を行うことが可能である旨、国の技術的助言により明確化されました。審査に当たっては、国が示したガイドラインなどに従って適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

また、県内の都市計画区域外で新たに確認申請が必要となるのは年間300件ほどと見込んでおり、市町村への影響や課題は限定的なものになると認識しておりますが、市町村からの相談等に対しましては丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、古民家やログハウスの省エネ基準適合義務について御質問をいただきました。

脱炭素社会の実現に向けた今般の法改正により、４月１日以降に新築、増改築を行う場合は、原則全ての住宅、建築物について省エネ基準に適合させることが義務づけられました。古民家やログハウスであっても法で規定された基準を満たすことが必要であると認識しております。

一方で、地域の伝統的な意匠や技術を継承するため、かやぶき屋根、土壁などの伝統的な工

法を用いた気候風土適応住宅に該当する建築物については、法において、外壁や窓などの断熱性能に関する基準は適用対象外とされております。県民の理解が得られるよう、法改正の内容や省エネ住宅のメリット等の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、工務店などのサポート体制や支援状況について御質問をいただきました。

国では、申請図書の作成や申請手続について個別にサポートする体制を全都道府県で構築しており、長野県内においては、公益社団法人長野県建築士会の協力の下、建築士サポートセンターを設置し、連携して相談対応できる体制を整えております。

県では、国と協力し、法改正の講習会を県内10か所で開催したところ、1,000名を超える参加があったほか、サポートセンターに持ち込まれた相談については、現在6件でございますが、関係機関で情報共有しているところでございます。

さらに、県独自の取組として、これまで建築確認申請を行っていなかった小さな工務店や大工さんであっても円滑に対応いただけるよう申請マニュアルを作成するなど、サポート体制の充実に努めているところでございます。

改正法施行後も引き続き建築士サポートセンターと連携し、円滑に法改正に対応していただけるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私にはパブリックコメントへの対応の基準について御質問をいただきました。

パブリックコメントは、条例の制定や計画等を策定する過程において、県民の意見を募集し、県政への参加の機会を確保するためにあり、令和5年度においては25の意見募集案件へ617件の御意見をいただきました。

制度運用に当たっては、県民意見公募手続に関する指針により、いただいた御意見を考慮して計画等の策定を行うとともに、御意見に対する県の考え方を公表することとしております。案件の内容及びそれに対する御意見も多種多様であることから、計画等への反映については指針に一律の基準は定めておらず、案件を担当する部局において対応内容などを判断しております。

パブリックコメントのこうした仕組みの特性上、ある程度対応に差異が生じてくるのは仕方がないと思いますが、パブリックコメントの趣旨、すなわち県民の県政への参加の機会の確保や、実際に事業の影響を受ける県民の声を拾い上げる役割を果たせるよう、各部局には、パブリックコメントの適正な運用等について、時宜に応じて引き続き周知を図ってまいります。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には男性職員の育児休業等の取得についてのお尋ねでございます。

男性職員の育児休業等の取得目標については、一昨年9月の女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会において知事が行った県を男性の育児参加が当たり前の組織とする行動宣言に合わせ、全国的にも低位にあった取得率向上や職場環境の改善、職員意識の転換を目指し、新たな目標として設定したものでございます。

設定に当たりましては、職員の家庭事情や価値観が多様化する中、短期の育児休業の取得ではなく、男性職員の家事・育児時間を増やし、共育てをどう促進、定着させるかという点に意を用いたところでございます。このため、育児休業の取得のみならず、有給の休暇や在宅勤務といった様々な制度の選択、組合せができる弾力的な仕組みとしたところでございます。

希望する職員が休業等を取得でき、しっかりと育児に専念できることが基本でございます。こうした趣旨を組織内で共有しつつ、職員が当たり前に共育てできる職場づくりに向け、県が率先して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には言葉の使い方が難しい時代における情報発信についてという御質問をいただきました。

我々は、御質問にあった少子化という言葉を決して使わないということではなく、県議会で提案いただいた条例も、県民の希望をかなえる少子化対策の推進という形で修飾語がついていますが、決して使わないという発想ではありません。

ただ、今回の人口戦略を考えるに当たって、いわゆる少子化対策よりもかなり広い議論が出てきましたので、あえて少子化対策というタイトルを県民会議で採用されていないというところは御理解いただければというふうに思います。

少子化の問題や、先ほどの「若者・女性から選ばれる」、私もいろいろ考えたり、悩むこともあります。今回の県民会議の人口戦略では「若者・女性から選ばれる」となっていますが、例えば、政府の地方創生2.0の基本的な考え方では「若者・女性にも選ばれる」と、「から」と「にも」と2字違いですけれども、「若者・女性にも」とすれば、高齢者やいろいろな方も入ってくる。政府はそういうところを意識しているのだと思いますが、我々はあえて「から」にしています。これは、御高齢の方からすると我々はいいのかという御批判もいただくわけですが、今回は、どちらかといえば、若者・女性のほうにしっかりと振り切らなければいけないということとでそういうタイトルになっていると考えています。

このように、言葉遣いというのは、1字違いで印象が違ってしまったり、あるいは一部の方にとっては非常に不快感を与えたりということがありますので、その辺は我々もしっかり念頭

に置かなければいけません、その一方で、伝わる広報をしていく上では、一部の方からは御批判、御意見があっても、あるときにはしっかり振り切れた広報をしないと逆に我々の意図が伝わらないということは、まさに御指摘のとおりだというふうに思います。

学習指導要領を廃止するという話を私が申し上げているのは、学習指導要領の廃止自体のことだけではなく、もっと分権型の教育システムにしたいということを多くの人たちと共有するためには、やはりそれぐらいのことを言わないと伝わらないと思って発言させていただいております。

今議会でも、長野県の発信については、様々な議員の皆様方から、本質的な御意見、御提案をいただけています。これから、県の政策は、単につくればよいということではなくて、やはり本当に必要としている人たちにしっかり伝わる、そうした広報を心がけていかなければいけないというふうに思います。

そのためには、一体誰に伝えるのか、何を伝えようとしているのか、こうしたことを明確にしながら、受け手の皆さんの視点にも立った、先ほども申し上げたように、行政の広報で、人権侵害であったり、傷つく人が出てしまうというのはいけないことだというふうに思いますが、届く広報をするためには、一定の振れ幅の中で、時にはエッジの効いた表現も使いながら広報していくということも必要だというふうに思っています。

来年度は、広報予算もかなり増額させていただいています。そして、広報の在り方は、これから県庁内部でもしっかり検討していきたいというふうに思っています。さきの県議会、あるいは今県議会でも様々な議員の皆様方から重要な御指摘をいただいていますので、そうした御指摘もしっかり踏まえて、これからの県の広報の在り方、そして県民の皆様方への伝え方、巻き込み方、こうしたことについては、その在り方をしっかり検討した上で具体化していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君） 昨今、昭和に比べて、令和は息苦しい、生きづらいという声を聞きます。果たして本当にそうなのでしょうか。当然、昭和にも息苦しい、生きづらいと思っていた人もいて、単にそう思う人が違う人に替わっただけだと思います。ただ、世の中がそうしたことが言えるように少し変わったとは言えるかもしれません。

行政として、全ての人の意見を聞くことはできませんし、全ての人に納得してもらうことも難しいと思います。そんな中でも、しっかり考えを持って、思いを持って、そしてその本質を伝える、伝わる発信、事業推進をしていただきますことをお願いして、次の質問に移ります。

令和5年3月に策定された第4次長野県教育振興基本計画「個人と社会のウェルビーイング

の実現」の計画期間が折り返しを迎える来年度、県教委は、「子どもを中心とした「探究県」長野を実現するために「新しい当たり前」を創る」として、学校改革による子供たちのウェルビーイング実現、教員の勤務環境改善による意欲とゆとりの創出・中山間地校の教育の充実、教員業務の削減・効率化の三つのポイントを柱に予算編成されております。

教育長も、議案説明において、「まずは学校改革に取り組みます。常に子どもたちのために、そして、子どもたちの視点で、前例にとらわれない学校づくりを進めてまいります」と述べられました。来年度、まさに県内公教育の改革・転換に取り組まれる長野県教育に期待をし、以下、質問してまいります。

昨年、私は広島県に伺い、不登校児童生徒に対する支援、取組について視察してまいりました。広島県では、県教育支援センター内にフリースクール、SCHOOL“S”、また、公立小中学校に、校内フリースクールSSR、スペシャルサポートルームを設置し、教員を配置しています。

広島県では、不登校の未然防止、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を大きな二つの目標にし、登校できるが教室には行けない児童生徒はSSRに、登校できない児童生徒はSCHOOL“S”や民間のフリースクールにと選択肢を多くし、支援しています。

SCHOOL“S”へは、小中学校のみならず、高校、特支の教員が異動します。赴任当初は、フリースクールとしての子供たちへの対応にカルチャーショックを受けたと言い、これまでの学校で行ってきた対応では駄目だと、1年間は意識改善と葛藤の日々だったとのこと。教員にとって非常によい経験であり、SCHOOL“S”での勤務を経験した教員が通常学級へ異動した際は、児童生徒への接し方や対応に変化があると期待され、非常によい影響があると考えます。

不登校児童生徒を支援する校内教育支援センターの設置は、県内でも進んでいます。市町村が設置する校内教育支援センターの取組内容は様々と聞きますが、どのようなものでしょうか。

県教委は、令和5年度、不登校の状況調査結果を受けて、多様な学校を設置する市町村への支援として、学びの改革パイオニア校における校内教育支援センターの取組成果を全県に広げるとしてありますが、取組成果とはどのようなものでしょうか。

来年度予算案では、校内教育支援センターに配置する支援員に要する経費を支援するとしています。支援員の配置も重要ではありますが、市町村教委と連携して広島県のように校内支援センターへ教員の配置を進めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

「グローバル化が進む社会において、主体的に生きる力の基礎となり「根」となる、自らが生まれ育った地域の文化、産業、自然を理解し、ふるさとに誇りと愛着を持ち、ふるさとを大切にすることを目的とし、平成28年度に探究的な学び「信州学」が県立高校

に導入され、1年生が学びに取り組んできました。まさに県が目指す若者に選ばれることにつながる取組だと思います。

昨年11月定例会一般質問で、垣内議員の学校現場で郷土を愛する心を育む教育についてどのような取組があるのかとの質問への教育長の答弁には、「信州学」という言葉は出てきませんでした。現在の「信州学」の実施状況はいかがでしょう。

また、導入とともに配付が開始された「わたしたちの信州学」の利用状況及び改訂状況はいかがでしょう。導入時の生徒は現在24歳となっており、「信州学」を学んだ生徒も社会で活躍し出していますが、「信州学」を導入した成果をどのように捉えておりますでしょうか。以上を教育長にお聞きします。

以前、自民党県議団政務調査会で行った県内大学生との意見交換の際、多くの学生が、意外にも都会への憧れは少なく、仕方なくではなく、希望をかなえ、県内大学に進学していました。県内大学に通う学生の意見のため、当然の結果と言えるかもしれませんが、それだけではなく、県内で進学したかったが、行きたい学部がない、自分に合った偏差値帯の学校がない、希望する研究や学びが得られないなどの理由により、友人の多くが逆に仕方なく県外大学に進学したという話も聞きました。今後の県内高等教育の振興を考えるに当たって、このような実情、生徒・学生の希望と現実とのギャップを県教委と協力して調査し、把握する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょう。県民文化部長にお聞きします。

あと1か月ほどで新年度を迎えます。新たなスタートにわくわく感を抱くと同時に、学生生活を終え、社会人へと一步を踏み出す皆さんは、緊張と不安を抱え、落ち着かない日々を過ごしているのではないかと思います。

近年、入社間もない新入社員が退職代行に依頼し、会社で退職の意思を伝える例が急増していると報道されています。ストレスやハラスメント等により自ら意思を伝えることが困難な状況での利用もあるとは思いますが、入社僅か数日で、思っていたのと違う、雰囲気イメージと違う、楽しくないといった理由での利用も多いと聞きます。

長野県の状況は分かりませんが、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動する力を育てる探究的な学びを実践した子供たちを考えると、こうした現状は少し不思議に感じます。こうした状況を教育者としてどう思っておられますでしょうか。

さて、受検シーズン真っ盛りとなり、中学3年生は高校受検という人生初の試練とも言うべき15の試練を迎えています。今回実施の令和7年度入学者選抜より、新たな公立高等学校入学者選抜制度が導入され、前期選抜は今月10日に実施、19日に合格発表が行われました。後期選抜は来月11日に実施、21日に合格発表が行われる予定となっております。制度の大きな変更点は、前期選抜で全ての学校において学力検査が実施されることとなり、後期選抜では全ての学

校で対面または紙上面接が実施されるところです。こうした新たな制度の実施に伴い、今年度の中学校での進路指導に変化はありましたでしょうか。

毎年年末に行われている三者面談では泣き出す生徒がいるなど、中学校での進路指導への疑問の声を多く聞きます。例えば、前期選抜を受検したいと言っても、かたくなに出願させてもらえず、後期選抜のみに絞られるといったこともあるようです。以前、県教委は、前期選抜の課題として、不合格となってしまった生徒があまりにもショックを受け、その後の後期選抜に影響を与える可能性が大きいとされておりました。確かにそういった生徒もいるかもしれませんが、しかし、逆に、受けたかったのに受けることができず、同級生が合格したことによりショックを受け、後悔する生徒もいると聞きます。受けて後悔するか、受けずに後悔するか、判断は難しいところですが、たとえ前期で不合格でも、もう一度後期というチャンスがある点では、生徒の希望を尊重するべきだと思います。

また、後期選抜の志望校の決定をできるだけ年内に、遅くとも1月中にと、早い段階に迫る例もあるようです。しかし、まだ2月には最後の総合テストや模試もあり、ぎりぎりまで頑張って、あらゆる資料を参考にして、できるだけ希望の学校を受検したいと思うのは生徒にとってみれば当然のことです。

制度的には、今年で言えば、願書受付は2月26日から28日までですので、それまでに決めればよいのです。さらに、出願状況等を参考にして、3月3日から5日正午までの間、1回に限り出願校の変更が可能です。中学校、変更前高校、変更後高校への手続は保護者が行いますので、中学校には負担は少ないと思いますが、変更は極力しないようにと、志望校決定の際、くぎを刺される学校もあるようです。

進路指導は総合テスト等の点数と評定点を用いた相関図を使って行われます。合格の可能性が低い、もしくはボーダーライン上だと志望校を変更するよう言われます。そうした生徒が進学塾に相談すると、同様に相関図によりアドバイスをもらえますが、合格の可能性は十分にある、過去の入学者選抜でも分布がもっと低い生徒も合格しているから頑張ると、中学校と進学塾での合格可能性の判断に差があるようです。確かに、模試を実施し、大量のデータを持つ進学塾の情報量と比べれば、中学校の判断の信頼性には疑問もあります。中学校で進路指導に用いられる資料は、当該学校卒業生のものだけなのでしょうか。広域的にデータを共有しているような例はありますか。

こうした三者懇談や進路指導で出願させてもらえない、志望校の変更を促された場合、保護者の方は、お子さんが複数いらして受検を経験していれば、子供と相談し、希望を通せますが、初めての場合は状況が分からず、従うしかないと言います。また、我が子の点数、成績が悪いので仕方がないと思ったり、点数や成績が関係するため、他人には相談しづらいとも言います。

生徒も、ただでさえ何かにすがりたい不安定な状況なのに、さらに不安が増してしまいます。なぜ最後の最後、ぎりぎりまで頑張ろうと生徒の可能性を信じて応援ができないのかと不思議です。

先に実施される私立高校受検で合格を得ていても、合格圏外やボーダーライン上だと志望校の変更を迫られるとのことで、生徒が希望する高校を受検することすらできず、生徒の希望進学先と実際との乖離が生じているという声もあります。進路指導により受検校をならされているといった感もあり、そうであれば、各高校の定員の充足に影響を及ぼしている可能性や、その先にある高校再編の方向性にも影響を及ぼす可能性もあります。

三者懇談や進路指導は、ある意味オープンになりにくい部分であります。高校進学後に進路指導や三者懇談において問題と覚えることはなかったか調査し、現状を把握してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。以上、教育長にお聞きます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 長野県教育について6点御質問がございました。順次お答えしてまいります。

校内教育支援センターの取組内容と成果等についてでございます。

長野県では、小学校に75.9%、中学校に96.7%校内教育支援センターが設置されております。校内の空き教室などを活用して県や市町村の加配教員などが主に支援をしておりますが、授業の空いている教員が交代で支援に入ったりと、多くの職員が関わりながら、悩みを抱えている児童生徒への相談支援や学習支援を行っております。

学びの改革パイオニア校の成果といたしましては、校内教育支援センターに専任の教員が常駐し、子供たち一人一人の悩みや学習状況を把握しながら個別最適な支援を行い、当該教員を中心として子供たちの様子や願い等を全教員で共有することで、学校全体で子供理解が進み、充実した支援につながったということがございます。

また、広島県の取組については、校内教育支援センターでの指導経験がその後の教員としての適切な支援につながったというふうにも考えられます。そのような取組も今後参考にいたしまして、校内教育支援センターへの効果的な教員配置について研究をしてまいります。

続きまして、「信州学」についてでございます。

「信州学」は平成28年度から始まり、本年で9年目となります。高校生が長野県の歴史や文化、自然、産業等を学ぶ探究的な学びを総称したものであり、県内全ての公立高等学校で実施されております。

そのテキストであります「わたしたちの信州学」は、これまでに一度改訂を行いました。現在はデジタル化し、県立長野図書館のポータルサイト「信州ナレッジスクエア」に掲載してお

り、全ての高校生が自分のタブレット等でアクセスできる環境にあります。このデジタル版は、インターネット上の関連サイトとリンクしているため、生徒は常に幅広い最新の情報が入手できるようになっております。

「信州学」導入の成果につきましては、高校生が地域を知り、地域の方々と協働して課題解決に取り組むことで、郷土に誇りと愛着を持ち、ふるさとを大切にする心を育むことにつながっているというふうに考えております。

続きまして、新入社員の退職代行の利用についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のような状況があることは報道などで承知をしております。このことは、自分自身にとって大切な決断を伝えるべき相手に対して直接伝えることができないというネガティブな側面として捉えることができ、私個人としては、退職代行には違和感がございます。

一方、コミュニケーションの苦手な若者がいることも事実であり、課題解決の方法として、様々な手段を用いながら、自分に合ったよりよい解決方法を見いだしている姿と言えるということもできるかと思えます。

探究的な学びは、一人一人の興味、関心を最大限に引き出す自己決定的な学習であり、このような学習を通して、自身が直面する課題に対して自ら考え、適切に解決していく力を育む教育であり、子供たちが複雑な社会を自らの力で生き抜くために最適な解を見出すために、探究的な学びを今後一層充実するよう努めてまいります。

続きまして、新たな県立高校入学者選抜への進路指導の変化についてでございます。

前期選抜の学力検査は、各教科における基礎的、基本的な内容を基に出題しているため、日常の授業の内容を理解していれば十分に対応できるものであり、特段中学校の進路指導に変化を及ぼしてはいないというふうに認識しております。

また、後期選抜の紙上面接は、生徒の資質、能力を多面的に見ることを目的に実施いたします。当日、生徒自身が記述するものでありますが、書くことが苦手な生徒には個別に支援するなど、各校において配慮することがあるかと思えます。

今回の入学者選抜の変更は、受検生へ過度な負担をかけないように考えたものであり、各校の進路指導に大きな変化を及ぼしていないものと考えているところでございます。

続きまして、進路指導に用いられる資料についてでございます。

高等学校の後期選抜の可否は、調査書の評定合計値を縦軸に、学力検査の合計点を横軸にした相関図を用いて総合的に判断されており、各中学校では全教員による進路指導の委員会を組織し、過去の生徒のデータ等の蓄積を基に、生徒一人一人の進路について丁寧に検討して進路指導を行っているものと承知しております。

広域的なデータの共有については、個人情報に当たらないデータについては他校と情報交換

をし、より適切な進路指導となるよう広域的な検討を行っている地域もあると承知しております。

続きまして、進路指導などの家庭における問題の現状把握についてでございます。

中学校卒業後の進路については、生徒本人と保護者が決定することが原則であり、学校は進路面接や三者懇談を通して進路決定に必要な資料を提供したり、相談に乗ったりする役割を果たしていると思います。

一方、進路指導の過程で、一部の生徒や保護者から十分納得が得られない状況があったという声があることは承知しております。現在、県教育委員会では、県立高校の特色化を進めており、その中で、中学生が一人一人に合った学びを選択でき、夢を実現できるような学校をつくること、通学する高校を選択する際にしっかりと高校の特色が中学生に伝わるよう、高校生が自ら中学生に自校の魅力を発信する機会を設けるなど各校の情報発信を充実すること、このようなことを実現できるよう予算計上をしているところでございます。

議員御指摘の現状把握については、県立高校の特色化の取組を進めていく中で、進学した子供たちの声をしっかりと受け止め、進路決定の情報提供の方法や特色化の内容の充実を含め、より進路指導の質を高めてまいるようにしてまいりたいと考えております。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には県内高校生の進学についての実情把握の必要性についてお尋ねを頂戴しております。

高等教育を取り巻く状況は、急速な少子化の進行や遠隔教育の普及、生成AIの台頭などによりまして大きく変化しております。

文部科学省の学校基本調査によれば、大学進学率は令和6年度に過去最高値を示す一方で、短大進学率は減少傾向にあることなど、高校生の高等教育機関への進路動向に変化が生じている状況でございます。

本県の高等教育機関におきましては、大学進学者の県外流出率が高い、大学収容力が全国比較でかなり低い等の課題に加えまして、近年は、私立大、短大における入学定員割れが拡大するなどの新たな課題が生じております。このような課題や背景等を踏まえ、今後の県内高等教育振興を進めるに当たり、進学に際して希望する地域や校種、分野などの情報収集が必要であることから、教育委員会と相談しながら、高校生の意向や実情について把握する方法等について検討してまいります。

以上でございます。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）現状の進路指導では、せっかく実施されている高校生による中学生の主

体的な進路選択支援事業が生きてこないと思います。また、県立高校の入学者選抜に新たに導入されるインターネット出願により、どれだけ出願に自由度が増すかという点にも期待するところであります。

後期選抜まで残り僅か、自分の可能性を信じ、最後まで諦めず頑張ってもらいたいと思います。今年の長野市の桜の開花予想は4月6日です。一足先に受検生の皆さんに桜咲き、笑顔満開となることを願ひまして、私からの一切の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。

初めに、長野県の水資源を守ることについて質問します。

長野県は、国連の2030年に向けた持続可能な開発目標SDGsに関して、全国でも先行してSDGs推進企業登録制度をスタートさせ、産官学が一体となって持続可能な社会の実現に向けた取組を行っていることと承知しております。SDGsは17の目標を設定しており、その一つの目標14「海の豊かさを守ろう」について取り上げます。

3,000メートル級の山々が日本の屋根を形成している長野県は、日本海と太平洋への水源を有しており、長野県の県歌「信濃の国」には、「北に犀川千曲川 南に木曾川天竜川」と四つの川が歌われています。こうしたことから、「海の豊かさを守ろう」について、海なし県の本県は関係がないということではなく、むしろ、上流県として、より重要な責任を負っています。

長野県と言えば、唱歌「ふるさと」や「早春賦」で歌われるような豊かな里山、自然と、持続可能な人の営み、そして、水の清らかさがあります。長野県の水資源を守ることの意義は大きいものと考え、以下の項目について質問します。

現在、全国でも、どうしてこんなところと思われるような地域で有害な有機フッ素化合物の検出が報告されています。水道水の有害な有機フッ素化合物の検査について、現在は努力義務となっていますが、県内の水質検査の状況について伺います。

また、下水汚泥を肥料として再利用する取組が県内でも広がっている中で、汚泥に有機フッ素化合物が含まれていて再びまき散らすのではないかとといった心配の声もあることから、有機

フッ素化合物による影響についてどのような見解か、伺います。

先月、県内の河川、信濃川と天竜川の2水系8地点で海洋汚染の原因となるマイクロプラスチックが確認されたという報道がありました。そこで、県内河川でのマイクロプラスチックの調査の実施状況についてお聞きします。また、プラスチックの削減と代替を進める県の取組について伺います。

将来にわたる長野県の水資源保全を上流県の責務としても考え、県民の理解や、長野県が豊かな水資源を有していることへの誇りや発信についても県の取組は重要と考えます。将来にわたり長野県の水資源を保全することについて県民の理解促進にどのように取り組んでいくのか。以上を諏訪環境部長に伺います。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君） 長野県の水資源を守ることについてということで3点御質問をいただきました。

まず、有機フッ素化合物に係る水道水の検査状況と汚泥肥料への影響についてでございます。

有機フッ素化合物のうち、P F O S 及び P F O A については、暫定目標値は設定されているものの、水道事業者による検査義務はありません。国は、水質基準の逐次改正を進めており、令和8年度には検査義務のある水質基準項目に引き上げられる予定ですが、この検討材料として、昨年P F O S 及びP F O A の検査状況等に係る全国調査が実施されました。昨年9月末時点では、上水道事業で83%、水道用水供給事業で75%、簡易水道事業で42%の事業者が検査実施済みでありましたが、県から検査未実施の事業者に対して早期に実施するよう強く要請を行ってきた結果、今年度末までに、上水道事業で97%、水道用水供給事業で100%、簡易水道事業で60%の事業者において検査が実施される予定であり、県内給水人口の99%をカバーする検査率となる見込みでございます。

また、暫定目標値を超過した事例については、令和2年度に長野市で1件あったほかは、現在に至るまで報告はございません。

次に、汚泥肥料への影響ですが、仮に下水道処理区域内に有機フッ素化合物の発生源が存在し、下水処理場に流入した場合、下水汚泥から検出される可能性はあります。

現在、肥料中の基準は定められていないため、農林水産省では、汚泥肥料中のP F O S 及びP F O A について、土壌から農作物への移行や土壌への蓄積性など科学的知見の収集を行っているところでございます。

なお、昨年5月に犀川安曇野流域下水道で肥料登録を行ったアクアピア1号からはP F O S 及びP F O A は検出されておられません。今後も、国における検討状況を注視するとともに、安全性にも留意しながら、汚泥肥料の利用拡大に向けた取組を進めてまいります。

次に、県内河川におけるマイクロプラスチックの調査とプラスチックの削減に関する取組についてでございます。

まず、マイクロプラスチック調査の実施状況でございますが、本県においては、令和2年度から毎年度調査を実施しております。令和4年度の調査結果を見ると、信濃川、天竜川、木曽川水系の9地点のうち、木曽川を除く8地点でマイクロプラスチックが検出されており、その多くはレジ袋やペットボトルと同じ素材であったことから、身近なプラスチックが劣化して河川に流入したものと考えられます。今後は、分布実態と発生源を把握するため、調査地点の拡充や定点観測について検討してまいります。

次に、プラスチックの削減を進めるための取組でございます。

県では、平成20年度から県民運動としてレジ袋の削減に取り組んできており、令和元年度からは、プラスチック製品全体の削減に取り組む信州プラスチックスマート運動としてスーパー等の登録事業者によるマイバッグ利用の呼びかけや、宿泊施設での必要最小限でのアメニティー配付、マイボトルの利用促進に向けたスマートフォン等による県内給水スポットの情報提供のほか、農業用マルチ等の集団回収推進など様々な取組を進めてきているところです。

プラスチックの代替品に関する取組でございますが、自然環境下で分解可能な素材でつくられた生分解性マルチの耐久性等の試験研究を野菜花き試験場で行っているところです。まだコスト面での課題はありますが、回収作業が不要となるなど、効率性の面でもメリットがあることから、利用を促進してまいります。また、工業技術総合センターにおいても、植物など再生可能な有機資源を使用したバイオマスプラスチック素材等を活用する製品について、品質、機能性等の評価試験を行っているところです。

プラスチック削減の取組は、ごみの減量はもとより、脱炭素にもつながるものです。引き続き県民、事業者の皆様と一体となって削減の取組を推進してまいります。

最後に、水資源保全に関する県民の理解促進に向けた取組についてでございます。

本県の豊かな水資源を未来へつなげていくためには、保全に関する県民意識の向上が欠かせません。そのための取組として、上流域に位置する本県の子供が実際に海岸を訪問し、ウミガメ放流や海洋ごみ拾い体験などをして、プラスチックスマートの重要性を楽しく学ぶ環境学習ツアー、諏訪湖の水辺でごみ拾いをしながらその種類を調べる諏訪湖まるまるごみ調査、湖周辺に生息する希少なトンボなどを学ぶ出前講座、水質や生態系に関するサイエンスカフェといった事業を実施しているところでございます。

また、来年度には、諏訪湖環境研究センターにおいて、子供が実際に諏訪湖の水辺に入って生き物観察や水質検査を体験できる諏訪湖フィールド学習会を開催するなど、工夫を凝らした啓発機会の確保に努めてまいります。

本県の豊かな水資源は、下流域まで広く共有される貴重な財産であります。この貴重な財産を守り育むことを県に課せられた責務と捉え、鋭意取り組んでまいります。

〔2 番小林陽子君登壇〕

○2 番（小林陽子君）諏訪部長の思いを伺い、改めて長野県の水資源の大切さを感じました。

次に、性被害対策とDV対策について取り上げます。

最近では、芸能事務所において長年にわたり多くの少年が性被害に遭っていた事実が露呈し、大きな社会問題になるなど、性被害に関する報道が後を絶ちません。性被害は、強姦、強制わいせつ、性的虐待、性的ハラスメントなど、性的な暴力や不法行為による被害を指しますが、被害者に身体的、心理的、社会的に深刻な影響を与えることから、魂の殺人とも呼ばれます。

性被害の一番の問題点は、報告率が低いことです。恥や罪悪感から事実を他人に話しにくい。被害に遭ったことが自分の過失だったと思い込んでしまう。加害者からの報復を恐れることなどが原因です。性別に関係なく、支配する、されるという関係から行われることが多いことも明らかになってきています。子供のときに教師から性被害に遭ったことがきっかけで、何十年も精神的な不調に苦しんでいるという声もあります。

そこで、本県の課題と取組を伺います。性暴力被害者への相談・支援体制及び寄せられた相談件数について直江県民文化部長に伺います。

昨年12月に行われた「こんにちは県議会です」の高校生と議会の交流会の中で、性犯罪防止について話し合われました。高校生からは、性被害に遭わないために、また遭ってしまったときの対処法等を学校教育で推進することや、教員をはじめとした、より多くの大人が性犯罪やその被害についての対処法を知り、子供たちが相談しやすい環境づくりを県として推進してほしいといった要望が出されました。

最近では、インターネット、スマホ、SNSが若年層の生活から切り離せなくなっています。その中で、性的な写真、動画などを送れと要求するセクスティングの被害も発生しており、日本性教育協会の昨年8月から今年3月に行った青少年の性行動全国調査によると、女子高校生の13.3%が被害に遭ったという報告がありました。

また、学校での生徒による盗撮も問題になっています。盗撮は、県の迷惑行為等防止条例第4条に違反する犯罪で、写真や画像は端末に残り、SNSやインターネット上でいつさらされるか分からないことから、子供たちの悪ふざけでは済まされない悪質な犯罪と言えます。被害者への対応や心のケアも必要になります。セクスティングや学校での盗撮などの犯罪行為が校内で起こった場合、県立学校ではどのように対応しているのか。武田教育長に伺います。

次に、誰もが利用するコンビニエンスストアなどにも女性の性を商品として扱うような表現の有害図書が置かれている状況について伺います。

表現の自由は理解できますが、店員を含め、見たくない人や子供たちも目にしてしまうことは、環境的なセクハラと言えます。先ほどの高校生議会交流会でも、有害図書の規制が話題に上がり、県全体で統一された規制や基準に関する条例を制定することが提案されました。本県における有害図書への対策は、県民運動と業界の自主規制によるものと承知していますが、現在の状況をどう考えているのか。最近、インターネットやSNSに性的広告が頻繁に流れてくるようになっており、表現の自由を超えて、大人にも子供にも有害広告であると言えます。こうした有害広告について、子供への対策をどのように行うか。高橋こども若者局長にお聞きします。

次に、夫婦など親密な関係の相手への暴力であるドメスティックバイオレンス、以降DVについて取り上げます。

身体的暴力、言葉での暴力、性的な暴力、精神的暴力、経済的暴力など様々な暴力のことを言い、親密な関係でのみ行われるため、被害が表に出にくいものです。深刻な人権侵害で、被害に遭った方、遭っている方への支援を十分に行い、加害者には更正プログラムなど対策を行うことが不可欠です。

米国では、DVを公衆衛生に関わる国家的な問題であるとし、州ごとに法整備され、被害者支援だけでなく、加害者を逮捕する、加害者更生プログラムを義務づけるなど、厳格な対応が取られています。

日本でも、社会全体で対策する必要があると考えます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法は、2001年に制定され、昨年2024年4月には申立てができる被害者の拡大や厳罰化などの法改正がありました。

DVも、性別に関係なく、最近では妻から夫へのDVも指摘されるようになりましたが、多くは夫から妻へ行われていると言われます。また、DVの加害者には、会社員、公務員、自営業などごく普通に仕事をしている人もなり得るということです。家事、育児は経済的な価値を生まないケア労働とされ、妻が担うべきだといった性別による固定的な役割分担意識、夫婦同姓制度などのジェンダーバイアスが背景にあると考えられます。子供から大人へと成長していく過程で社会や家庭の中で学んだ価値観であり、加害者も被害者も気づきにくいものであると言われます。夫婦間のDVは子供への虐待です。さらに深刻なのは、次世代へとその価値観が引き継がれてしまうことです。

本県のDV相談件数は、令和5年度は1,397件とのことですが、まず、DV被害者支援について伺います。

令和6年4月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立し、県も同法に基づく基本計画を策定しましたが、民間団体のシェルターへの支援の現状と課題について伺います。

また、計画にある県域を越えた広域的な連携とはどのような取組か。高橋こども若者局長に伺います。

次に、DV加害者更生の本県の取組を伺います。

2001年のDV法の制定後、国は専ら直接的な被害者支援に力を入れてきましたが、DV加害者は再犯性が高く、DV加害者更生や教育が必要だということから動き出しました。DV加害者更生プログラムとは、社会や家庭から学んだゆがんだ価値観を学び落とし、自らのDVに気づかせるもので、被害者を支配から解放する効果が期待できます。

県内でも、加害者更生プログラムを行っている団体が活動されていることを認識しております。また、宮崎県や福岡県など、DV加害者対策を行っている県もあるとのことですが、昨年度の国からのDV加害者更生への取組、実施についての通知を受けて、本県での取組はいかがか。高橋こども若者局長に伺います。

DVや恋人間のデートDVの加害者にも被害者にもならない対策として、固定的役割分担意識の解消に向けて男女平等な意識を定着させるなど、意識改革を行うことも大切です。DVやデートDVを防止するためには、あらゆる世代への啓発が必要であると考えますが、現状の取組について高橋こども若者局長に伺います。

2023年に刑法が改正され、性的同意年齢は男女とも16歳となりました。性被害やDVを防止するためには、性的同意の観点も重要で、性的同意のない性的行為が性被害やDVになる可能性があることを子供に教える必要があると考えます。学校教育において、互いの立場や気持ちを尊重し合うコミュニケーションスキルを身につけることが欠かせないものと考えますが、見解を武田教育長に伺います。

次に、望まぬ妊娠をした方を含む様々な困難を抱えている特定妊婦の方の把握や支援の状況について高橋こども若者局長に伺います。

最後に、知事に伺います。

まちづくりや災害対応の分野などで女性の視点を取り入れることが必要だと言われるようになってきました。例えば、災害時の避難所の運営において、着替える場所や生理用品の配付などにも配慮が必要だというようなことです。

県は、女性から選ばれる県づくりを打ち出していますが、そのためには、各部局が行う施策の中にジェンダーの視点を取り入れるジェンダー主流化の観点で、部局横断的に各部局の取組を専門知識のある人材を入れてチェックする必要があると考えます。具体的には、SDGsの17の目標のうち、5の「ジェンダー平等を実現しよう」を各部局の施策の一つ以上設定できるように計画するといったことが考えられます。知事の御見解を伺います。

次の質問、公共交通についてです。

人口減少に加え、賃上げや燃料費高騰などもあり、民間の鉄道やバス会社の経営は厳しく、私の地元もそうですが、鉄道の赤字路線の存続が懸念され、路線バスが廃線となるなど、車社会にならざるを得ない状況があります。

一方、2050年ゼロカーボン目標では、化石燃料の使用を削減するために、マイカーから公共交通への転換が求められています。喫緊の課題である高齢化や人口減少に対応した公共交通の在り方について県として目指す方向性と取組について伺います。

交通政策局を設置して2年になりますが、県内交通政策の現状と今後の取組について伺います。

長野－松本間の高速バス路線廃止から1年がたちますが、代替路線利用者の利便性向上のための取組はいかがか。また、来年度、みすずハイウェイバスの県単独での支援事業を予算案に盛り込んでいますが、どのような効果を期待するか、お聞きします。

通院や買物などの外出時の移動手段は市町村が独自に対応していますが、昨年6月に策定された長野県地域公共交通計画に基づいて市町村間を越える移動や移動手段の市町村間の格差を是正することについて県としてどのように取り組んでいくか、伺います。

公共交通が持続可能であるためには、将来の利用者である子供や若者世代への利用促進策は欠かせません。先月行われた「こんにちは県議会です」の大学生とのオンライン意見交換会では、公共交通に関して、学生から、行きたい場所はあるところに行くための交通手段がない。公共交通が高齢者向けのため、休日は運休だったり、通学する時間の利便性が悪く使えない。人の流れを意識した交通網を整備してほしいといった意見がありました。子供や若者世代に意見を聞き、公共交通政策に反映させることで、子供・若者世代の利用を促進し、ひいては将来的な公共交通の活用にもつながると考えます。今後どのように取り組んでいくのか。以上を小林交通政策局長に伺います。

最後に、地域公共交通の維持発展に向けて、今後の交通政策についてどのように取り組んでいくのか。知事の決意を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には性暴力被害者への相談支援体制及び相談件数につきましてお尋ねいただきました。

県では、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」を平成28年7月に開設し、性暴力被害に関する相談に24時間365日対応するなど、被害者に寄り添った支援を行ってまいりました。

また、性被害においては、早期の支援が何より大切であることから、リーフレットや児童生徒向けの広報カードの配付、薬局、コンビニエンスストア等の商業施設向けの広報シールの配

付などにより相談窓口の周知にも努めてまいりました。

これらにより、りんどうハートながのの認知が進み、被害者本人だけでなく、御家族や学校等の関係機関からも相談が寄せられるようになっており、開設当初は年度当たり70件程度であった相談件数は年々増加し、令和5年度には147件となっております。

相談支援につきましては、被害者の希望に応じ、面談、被害直後の産婦人科等の医療、弁護士による法律相談、傷ついた心のケアのためのカウンセリングなどの支援を行ってまいりました。令和5年度は、147件の相談のうち、約3割の44件について、本人の希望に沿って、医療支援、法的支援、心理的支援などを実施しております。

本年度からは、医療機関の御理解の下、医療支援体制の充実を図り、新たに三つの病院と協定を結び、県下全域で地域バランスを考慮した11の提携先医療機関を確保し、支援体制を充実いたしました。

今後も、引き続き被害者が相談しやすい体制づくりに努め、医療機関、警察、弁護士、公認心理師、臨床心理士等の御協力の下、連携して被害者の支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、学校における犯罪行為発生時の対応についてでございます。

スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒たちが意図せずに様々な犯罪に巻き込まれる可能性が高まっていると認識しております。校内で明らかな犯罪行為と思われるセクスティングの事実や盗撮が疑われる事案が確認された場合におきましては、被害者の安全を第一に考え、校長は、保護者と連絡を取るとともに、警察へ相談し、被害届を提出するなどの対応をしております。

同時に、被害に遭った児童生徒の心身のケアについても、スクールカウンセラーを派遣し、カウンセリング等を行うとともに、関係する職員が継続的に丁寧に寄り添う対応をするなどの支援に努めているところでございます。

続きまして、性被害やDVを防止するためのコミュニケーションスキルについてでございます。

議員御指摘のとおり、性被害対策やDV対策として、互いの立場や気持ちを尊重し合うコミュニケーションスキルを身につけることは大切なことだと認識しております。

このため、県教育委員会では、生命の安全教育や性に関する指導において、命の大切さや相手への思いやり、尊重する心などを生徒が発達段階に応じて身につけるよう指導しており、中学校や高等学校において、道徳や総合的な学習の時間を通じ、よりよい人間関係や人との距離

感について考え、自分や相手の心と体の守り方を学んでいるところでございます。

今後も、性被害やDV対策として、相手の意思や気持ちを尊重しながら、自分の考えや感情を適切に伝える方法などのコミュニケーションスキルを身につけられるよう、人権教育の視点も踏まえた取組を進めてまいります。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には五つ御質問をいただきました。順次お答えします。

まず、子供に悪影響を与えるおそれのある有害図書、有害広告対策についてであります。

本県では、子供の性被害防止条例に基づき、関係者が連携協力し、県民運動として有害環境の排除に取り組んできており、これまで、地域の皆さんがコンビニ等を巡回する有害環境チェック活動のほか、青少年健全育成協力店の指定による有害図書の陳列場所の配慮、関係業界の自主規制など、事業者や関係団体とも連携して取組を進めてきたところであります。

有害図書の取扱店の数は、平成30年度に922あったものが、コンビニチェーンの成人向け雑誌販売中止等の影響もあり、令和4年度には297にまで大きく減少いたしました。このように、店舗数は大きく減少しているものの、子供たちに見せたくない有害図書が店頭に並んでいるケースも見受けられるなど課題もあると認識しており、引き続き取組を進めてまいります。

また、インターネット利用時に意図せず表れる有害広告については、その情報が子供たちに悪影響を与えるだけでなく、誤ってクリックすることによって犯罪やトラブルに巻き込まれるリスクもあると認識しております。

子供の性被害防止条例において、インターネットの適正な利用の推進を掲げており、子供たちをネット上の有害環境から守るための取組を関係機関や県民の皆様と行っており、具体的には、学校におけるネットを契機とする性被害防止のための情報モラル教育等のほか、保護者や地域住民が情報モラルやインターネットの適正利用を学ぶ研修会への助成や、青少年インターネット適正利用推進協議会による情報リテラシー向上のための普及啓発などによりまして、有害広告をはじめとするネットトラブルから子供たちを守るための取組を今後も進めてまいります。

次に、女性支援を行う民間団体への支援の現状と課題、広域的な連携についてのお尋ねであります。

昨年県が策定した困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画においては、県内で女性支援を行う民間団体が少ないため、民間団体等を掘り起こし、県との連携協働のための関係構築を図ることとしております。

計画初年度である今年度、SNSによる相談や居場所の提供、自立支援等を一体的に行って

いる東信地域の民間団体と協議を重ねた上で、来年度から、民間団体の支援活動への助成制度を県で創設することとし、官民連携による支援体制の強化につなげてまいります。

今後は、県計画の目標で連携協働する民間団体を3団体としている中、県全体にどのように広げていくかが課題と認識しておりまして、来年度から始める先行事例を踏まえ、取組を進めてまいりたいと考えております。

また、県域を越えた広域的な連携につきましては、困難な問題を抱える女性が県外の民間団体の支援につながる場合などには民間団体との情報共有や支援の引継ぎなどの連携を図ることが必要でありまして、今後も県外の支援団体等の実情把握を行うなど、円滑な連携が図られるよう取り組んでまいります。

続いて、DV加害者の更生への取組についてのお尋ねであります。

議員の御質問にありましたように、国のDV防止基本方針の改定について令和5年9月に国から通知がありまして、「調査研究の推進」の項目に加害者プログラムの実施を施策の一つとして追加し、都道府県においては、民間団体等と連携するなど、実施に取り組むことが望ましいとされました。

本県では、今年度、県内でプログラムに取り組む団体の講演会に職員が参加するほか、他県の先進事例や県内の実施団体の把握など情報収集を行っている段階ですが、来年度、男女共同参画計画と一体的に行うDV防止基本計画の策定に併せ、加害者プログラムを含め、DV防止に向けた具体的施策について検討していきたいと考えております。

それから、DV、デートDV防止に関する啓発についての御質問です。

毎年11月に全国で行われる女性に対する暴力をなくす運動、いわゆるパープルリボン運動に合わせ、様々なDV防止の啓発を行っており、県では、啓発ポスターの掲示、市町村を通じたリーフレットの配布や、一般県民、関係者を対象としたDV防止講演会を開催するとともに、男女共同参画センターにおいてDV等の根絶をテーマとしたセミナーを開催しています。

また、市町村等においても、庁舎等のライトアップの実施や、暴力のない社会づくりへの理解を求めるコンサートの開催など工夫を凝らし、幅広い世代に向けた啓発を行っております。

さらに、デートDVの防止については、男女共同参画センターが県内高校等の生徒、教職員を対象とするデートDV防止啓発セミナーを行っており、今年度は7校で939名の方に参加いただいたほか、県教育委員会においても、小中高校等の児童生徒を対象に、性被害やDV等を防止するための巡回講座を141回開催しています。引き続き関係機関等とも連携し、幅広い世代への周知啓発を行ってまいります。

最後に、特定妊婦の把握や支援の状況についてのお尋ねです。

特定妊婦については、市町村の母子保健担当部署等において、妊娠届の際などに妊婦の状況

をお伺いしており、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦として、令和6年4月時点で県内で約200人把握されております。把握された特定妊婦に対しては、全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会等のネットワークを生かしながら、市町村を中心に、保健師による家庭訪問、健診への同行をはじめ、個別の事情に合わせ必要な支援を行っております。

また、県においても、予期せぬ妊娠に悩む女性等の相談窓口「にんしんSOSながの」で、電話、メール、SNSにより24時間の対応を行い、不安を抱える相談者の気持ちに寄り添いながら、必要な場合は医療機関への受診の同行や市町村の窓口等へつなげるなどの支援を行っております。さらに、今年度から相談支援の内容を拡充し、生活上の困難を抱える妊産婦等に対する生活場所の提供や、出産育児等のサポートを実施しています。

今後も、県、市町村等の関係機関が連携して特定妊婦の把握に努め、母親が安心して子供を産み、子供が幸せに育っていけるよう、適切な支援体制づくりを進めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、ジェンダー主流化の観点で、各部局の取組をチェックすることにしてはどうかという御質問でございます。

現行の第5次長野県男女共同参画計画におきましては、男女共同参画社会づくりに向けた取組を一層強力に進めていくためには、直接的、間接的にかかわらず、影響を及ぼすあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映するというようにしています。

具体的な取組としては、例えば、審議会委員の女性割合を4割以上にするといった基準を設けて各審議会の委員構成比をチェックをしているほか、県の管理職への女性登用についても目標値を設けるなど取り組んできています。

こうした男女共同参画社会づくりに関する取組につきましては、毎年、男女共同参画審議会に実施状況を報告させていただいた上で御意見をお伺いしておりますが、委員の皆様方の中からも、今御質問にありましたジェンダー主流化の観点を取り入れるべきという御意見をいただいているところでございます。

このため、現在進めております第6次計画の策定に当たりましては、ジェンダー主流化の考え方を明確に盛り込むこと、そして、より幅の広い県の施策をチェックすることなどについても検討していきたいと考えております。

続いて、公共交通政策の取組について、今後どう取り組むかの決意という御質問でございます。

本県におきましては、公共交通を、日常生活等の移動を支える上で欠くことのできない社会全体の共通財産として、いわゆる社会的共通資本という位置づけの下、公共交通政策についても行政として主体的に関与する方向に大きくかじを切っているところでございます。

こうした方針の下、昨年6月に長野県地域公共交通計画を策定いたしましたが、その中では、自家用車に特に頼ることができない方の移動を確保するため、通院・通学・観光を保証すべき移動という形で位置づけさせていただき、ダイヤ、便数など一定のサービス水準を確保していくことを定めるなど、具体的な取組の考え方をお示したところであります。

今後、こうした考え方をしっかりと踏まえて、この交通が持続可能なものになるようにしていきたいというふうに思います。具体的には、まずは公共交通の人材確保をしっかりと応援していきたいというふうに思いますし、また、県として市町村とも協力させていただく中で、鉄道やバス事業に対して、より主体的な関与を深めていきたいというふうに考えております。また、デジタル化が進む中で、交通系ＩＣカードの導入支援等公共交通分野のＤＸの推進などを通じて長野県の公共交通の発展のために取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には公共交通について多岐にわたり御質問をいただきました。

まず、交通政策局が設置されて2年経過した交通政策の現状と今後の取組という御質問でございます。

交通政策局は、地域公共交通の維持、存続、発展を図るため、より公的関与を強める方策を検討するとともに、全国各地や海外に広がる高速交通ネットワークを充実させるための松本空港の発展、利活用の促進を図るなど、交通政策の総合的な組織として、一昨年4月、発足したところでございます。当局では、まず、研究会を設置し、公共交通の有識者の講演や意見聴取を重ねた上で、先ほど知事も申し上げましたが、昨年6月、長野県地域公共交通計画を初めて策定し、移動保証などのこれまでにない方針を掲げたところでございます。

また、事業者による運行継続が困難となった高速バス路線みずずハイウェイバスへの初めての財政支援を行ったほか、バス路線への赤字補填方式ではない新たな支援策の構築に向けた検討や、厳しい経営が続きますしなの鉄道が行う緊急的な設備投資や修繕費などへの特別な支援、それから、ＪＲ西日本が不採算路線と位置づけますＪＲ大糸線についての関係者との協議調整、それから沿線市町村と連携しました本格的な利用促進策なども実施してきたところでございます。

このほかにも、バス運転手への移住支援金の創設、県有民営バス車両の導入拡大、初めての

ＥＶバスの導入、鉄道を含めた交通系ＩＣカードの導入支援、日本版ライドシェアの導入促進、物流2024年問題への対策、さらには、松本空港の定期便拡充に向けた地元調整や国際チャーター便の再開など、こうしたことにも取り組んできたところでございます。

しかしながら、こうした取組は緒に就いたばかりであり、まだまだ課題解決には至っていないと考えております。今後、さらに深刻化します運転手などの担い手不足の本格的な対策をはじめ、10広域圏ごとのバス路線の抜本的な再編等具体的な見直しの加速化や、ＪＲローカル線や地域鉄道のさらなる利用促進と機能の維持確保の取組、さらには、時間帯空白も含めました交通空白解消に向けた公共ライドシェア等の取組など、地域公共交通を支える広範な取組を遂行していくとともに、全国、海外とのネットワークを拡大すべく、松本空港の機能強化に向けた調査検討を推進してまいり所存でございます。

次に、高速バス長野松本線の代替路線利用者の利便性向上についてのお尋ねでございます。

令和６年３月に高速バス長野松本線が廃止されたことを受けまして、県では、ＪＲ東日本と代替交通手段となりますＪＲ篠ノ井線について利便性向上のための協議調整を行い、通勤時間帯に特急信州が設定されるに至ったところでございます。また、松本地域公共交通会議に対して、松本駅と松本合同庁舎をつなぐ路線バスの増便を要望し、実現したところです。

さらに、鉄道駅への駐車場整備も重要であるため、ＪＲ篠ノ井線沿線の市町村等に対して駐車場の確保を要請するとともに、駅周辺で市町村等が設置しますパークアンドライド駐車場の情報を県のホームページに掲載したところでございます。

加えまして、１日４往復８便であるみすずハイウェイバスを来年度から実証的に１日７往復14便に増便すべく、必要経費を当初予算に盛り込んだことによりまして、長野－松本間の高速バス移動を担うことにも貢献するものと考えているところでございます。

次に、そのみすずハイウェイバスの運行支援による効果についてのお尋ねでございます。

みすずハイウェイバスについては、１日４往復８便の運行では便数が少なく利用しにくいという声が寄せられておりました。今回の増便により、長野－飯田間のビジネスや、観光、帰省の移動需要はもとより、長野－松本間の通勤や通学の移動需要なども取り込むことにより、現行の約２倍の年間約８万人の利用者を見込んでいるところでございます。

また、発着時間が改善されるとともに、主要な都市での滞在時間が長くなることから、長野－飯田間のビジネス・観光交流の拡大にも寄与するものと期待しているところでございます。

次に、市町村域を越える移動や市町村間格差是正の取組についてでございます。

長野県公共交通活性化協議会で策定しました交通計画では、役割分担を明確化しまして、広域的な移動については県が、地域内の移動については市町村が担うこととした上で、県、市町村いずれも、通院・通学・観光のための移動を保証し、ダイヤ、便数など一定のサービス水準

を定め、これを確保していく方針を打ち出しているところでございます。

今後、長野県公共交通活性化協議会地域別部会において、広域的なバス路線の抜本的な再編や便数、ダイヤ設定等、具体的な議論を加速させるとともに、各市町村内のバス路線につきましても移動が保証され、サービス水準が確保されているか十分に確認してまいりたいと考えております。

次に、公共交通への子供・若者の意見の反映等についてのお尋ねでございます。

公共交通政策に将来世代の意見を反映し、利用を促進していくことは大変重要でございます。県では、しあわせ信州創造プラン3.0や信州未来共創戦略の策定に際しての意見聴取の機会、知事との県民対話集会、こうした場面において、高校生や大学生をはじめ、県内在住の若者世代から意見を頂戴しております。

この中では、通学や部活動が行えるよう電車やバスのダイヤを見直してほしい。あるいは、保護者の送迎負担を軽減し、身体障がいのある生徒が気軽に通えるよう路線バスやスクールバスを整備してほしい。県外から人を呼び込むため、便数を増やすなど鉄道の活性化を図るべきではないか。交通系ＩＣカードの導入を進め利便性を向上してほしい。定額で乗り放題とするなど、買物や遊びなど日常的にも公共交通を利用できるようにしてほしいといった御意見を頂戴しているところでございます。

こうした子供・若者からの意見を、今後の施策立案や、現在各地域において進めておりますバス路線のダイヤ、便数の見直し、鉄道事業者への要望活動などにも反映し、通学の移動を保証するだけにとどまらず、子供・若者が日常的に利用しやすい公共交通を実現してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔２番小林陽子君登壇〕

○２番（小林陽子君）それぞれ御答弁をいただきました。

DV対策に関しては、女性活躍と言われますけれども、女性が心理的安全性を保証されて元気に活躍できる長野県にしていければと思います。

また、地域公共交通の維持発展に向け、社会的共通資本として主体的に取り組むという知事の決意も伺い、様々な施策を伺ったところでございます。これからもお取組をお願いしたいと思います。

以上で一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、大畑俊隆議員。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）自由民主党県議団、木曾郡選出の大畑俊隆です。本日は大きく３項目に

ついて順次質問いたします。

現在、日本全体で東京一極集中が加速し、地方の人口減少が深刻な問題となっています。長野県も、人口推計では、2030年に180万人前後、2050年には140万人前後と減少し、今後は地方の若年層の流出が顕著となり、長野市、松本市といった地方都市部への人口集中も続く可能性があると言われています。

日本全体で見ると、2050年には1億人を切る推計で、単純に計算すれば毎年約90万人以上もの人口が減少することとなります。よって、東京も確実に人口減少が進んでいきます。まさに、今後は、昭和の、また東京の成功モデルだった社会システムを見直し、選択と集中により、既成の枠を超えた発想を持って、人口減少に対応した新たな行政サービスの在り方や、広域連携での住民サービスの提供について、従来の自治体の枠組みを超えた取組が必要となると考えています。

長野県は、豊かな自然環境や食文化、伝統文化、都市圏より低い生活コストといった魅力を持っています。しかし、依然として若年層や女性の都市圏への流出が続いており、地域経済の縮小や労働力不足が顕在化しています。こうした状況になったのは、人口減少を前提とした地域の担い手の育成確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が不十分だったのではないかと推測されます。また、過去の地方創生策では、人口の地方回帰が十分に進まず、持続可能な地域社会を築くことができたのは、ごく限られてしまった地域です。

これらのことを踏まえて、石破政権は、地方創生2.0と令和の日本列島改造を掲げ、地方経済の再生と持続可能な地域づくりを進めようとしています。石破政権の地方創生2.0では、地方の強みを生かした産業振興が重要な柱とされ、地方イノベーションや、若者・女性にも選ばれる地方、エンタメ・コンテンツ産業の振興などが掲げられており、注目するところです。

地方イノベーションとは、地域の技術や資源、文化を生かし、新たな産業や雇用を創出する取組であり、地域経済の自立的な成長を促すものです。県も、今後、世界を視野に、付加価値労働生産性を高め、特に地域に根差した産業の生産性を高めていくことが重要であるとの認識を示しています。他方、県内77市町村の自治体においては、地域に根差したそれぞれの産業がありますが、特に県内の中山間地域における産業の生産性の効率向上は、中核都市及び周辺地域のそれとはかなり乖離があります。

また、地域が活力を取り戻すためには、地域経済の成功例が必要です。例えば、徳島県の神山町では、サテライトオフィスの誘致やデジタル人材の育成による創造的な過疎という概念を掲げ、若者移住に成功し、地方創生モデルとして一定程度成功したと評価されています。しかし、一方では、若者の移住が進んでも、町全体としては高齢化が止まらず、持続可能な地域づくりという点ではまだ道半ばとの指摘もされています。

そこで、今後、人口減少が激しく、労働力を失っていく中山間地域の地方イノベーションの在り方をどのように考え、地方の特徴的な産業をどう成長させ、展開していくのか。また、地方イノベーションを進め、県内企業の付加価値労働生産性を高めるために、リスキリングやデジタル化をどのように推進し、人口が減少しても賃上げや設備投資を実現できる地域経済の成功例とその普遍化をどのように進めていくのか。田中産業労働部長に見解を伺います。

次に、日本のエンタメ・コンテンツ産業は、世界市場での競争力を高めており、政府も2033年までに海外売上高20兆円規模を目指す方針を示しました。長野県には、「ゴジラー1.0」で世界的に評価された松本市出身の山崎貴監督をはじめ、多くの優れたクリエイターがいます。また、サイトウ・キネン・フェスティバル、セイジ・オザワ松本フェスティバルなど、音楽分野においても国内外から高い評価を受ける文化資産があります。

今後、エンタメ・コンテンツ産業を戦略的に進めていくことが地方の楽しさにつながり、若者や女性の選択肢も増え、また、伝統工芸、伝統文化とも組み合わせて国内外に発信していくことで地方の活力を見いだすことも可能になります。

特に、インバウンドに目を向けると、日本のアニメやエンタメといった文化に関心が高く、それが高じて日本を訪れる方々がたくさんいます。インバウンドは、ヨーロッパ、豪州、台湾、中国等からの来訪が多く、それらの国々にもアプローチできるエンタメ・コンテンツ産業は非常に大きいマーケットを持つため、当県においてあまりなじまない産業であっても、既成の枠を超えた発想という観点から、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

そこで、エンタメ・コンテンツ産業の可能性について、どのように捉えているか。田中産業労働部長に見解をお伺いします。

長野県の中山間地域における地域活力をつくり上げていくためには、その実情は非常に厳しい実態があり、例えば、今まで先進的な好事例が各自治体の様々な面で導入されてきたと思いますが、多くは定着に至らないまま、結局その普遍化は進まず、小規模な自治体においては人材不足が加速し、地方行政サービスの持続性について広域的な自治体間のつながりが一層求められる状況になってきています。

そこで、小規模町村においても有効な地方創生を導き出すための手段の一つとして、長野県の令和7年度の予算案を見ると、地域活力の維持発展に関する予算として、地域発元気づくり支援金や、地域振興推進費による地域振興局事業費、地域活性化推進事業費、輝く農山村地域創造推進事業費、市町村の広域連携推進事業補助金が計上されています。この事業の文言だけを見ていると、この事業が拡充強化されれば地域活力が生み出され、広域的な連携が進み、消滅都市が持続可能な地域として存続されていくように受け取れますが、予算案は増額とはならず、微増または維持、減額されている事業がほとんどです。

そこで、伺います。

地域活力の維持発展に重要な予算として新年度の事業予算に計上した考え方と、今後の地方創生の中で広域的に取り組み、リーダー的な存在として機能すべき地域振興局の役割や市町村の広域連携の在り方、その予算について中村企画振興部長に見解をお伺いします。

一方、交流人口、関係人口、そして移住の推進は、地域活力に最も効果的であると考えますが、移住・交流推進事業予算が前年度額の倍増と意欲的な予算になっております。そこで、この事業から生まれる好事例をどのように地域で定着させ、効果を生み出すのか。中村企画振興部長に見解をお伺いします。

続いて、地方創生2.0と信州未来共創戦略による若者・女性に選ばれる長野県の未来についてであります。

現在、全国的に少子高齢化と人口減少が進む中、冒頭に申し上げたとおり、特に地方においては若者や女性の流出が深刻な問題となっています。地方創生2.0では、主要な目標の一つとして、若者や女性が地方で働き、暮らし続けたいと思える環境を整備することの重要性を強調しました。

一方で、長野県においても、県独自の地方創生戦略であるしあわせ信州創造プラン3.0において、先んじて選ばれる信州というビジョンを掲げ、人口減少対策を展開してきていますが、依然として20代から30代の若年層、特に女性の県外流出は続いております。

この傾向を食い止めるため、先頃、私たちの生活や常識を時代に合わせ、変化させつつ、大きい社会の変革に挑戦、行動を促すため、行政、企業、地域、県民が集結する「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」が12月に立ち上げられ、「若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり」などの四つの行動目標から成る信州未来共創戦略が策定されました。

そこで、伺います。

人材も財源も乏しい小規模な町村、企業及び地域に対して、県民会議を活用して、具体的にどのような方法で行動、アクションに結びつけるのか。また、県民会議に属していない方々にはどのように対応するのか。中村企画振興部長に伺います。

また、長野県は、美しい自然環境、豊かな食文化、安全で安心して暮らせる地域社会、都市圏に比べて低い生活コストといった多くの魅力を持つ県であり、全国的に見ても移住希望者の関心が高い地域の一つです。しかしながら、それにもかかわらず、なぜ若者や女性が都市部へ流出し続けているのか。その要因については、信州未来共創戦略を策定する上で既に分析されてきたと思いますが、大学や専門学校の選択肢が都市部に比べて限られていること。特に、IT、デジタルクリエイティブ、医療・福祉、国際ビジネスなど成長分野の専門教育機関が少なく、高度な専門性を身につけたい若者が県外へ進学せざるを得ない状況が続いているものと認

識しています。

そこで、個別の案件について、県民会議のメンバーである県に対してそれぞれ伺います。

先ほど寺沢議員が同様の質問をされましたが、進学とともに県外へ移り住んだ若者の多くが、そのまま都市圏で就職、定住してしまうケースが多いことから、県内の大学や専門学校の専攻分野などの充実を図ることが必要と考えます。直江県民文化部長の見解を伺います。

また、県外の大学と連携し、卒業後のＵターン就職を促す仕組みを強化することが不可欠ではないかと考えますが、この点について田中産業労働部長に見解を伺います。

ＩＴ、クリエイティブ産業など、多様な職種や柔軟な働き方の選択肢が広がっている都市部に比べ、長野県は就職の選択肢が限られていることも、若者・女性の流出を招く大きな要因となっています。特に、女性のキャリア形成の観点からは、長野県では管理職、専門職として活躍できる場が少ないことが課題として考えられます。

一方で、全国の成功事例を見ると、福岡市では、女性起業家向けに低利融資制度を整備するとともに、ビジネスコンテストやネットワーキングのイベントを開催し、女性がキャリアの選択肢として起業を選びやすい環境を整えています。また、東京都では、ＴＯＫＹＯ創業ステーションといった女性の起業家支援の拠点を整備し、女性が挑戦しやすい環境づくりを進めています。

そこで、こうした全国の成功事例を参考に、県内でも様々な取組が行われていると思いますが、特に、ＩＴやクリエイティブ分野の企業誘致、女性の起業支援の強化、新しい働き方の推進を進めることが重要ではないかと考えます。県内でのこれらの施策の取組について田中産業労働部長に伺います。

最後に、長野県の中山間地域では、若者、特に女性の人口流出に歯止めがかからない状況で、各自治体は移住政策を一層強化して取り組んできてはいますが、状況は厳しいものがあります。長野県の一部である木曽地域のような、人も金も不足し、利便性の悪い地域については、正直将来に夢を持つことにしんどいときもあります。また、今回の産婦人科の閉科、全国で一番高いガソリン価格等々、生活者にとってますます厳しい地域となっています。

今から20年前、2005年に県境を越えて岐阜県中津川市に編入合併した旧山口村のように、距離的に近い他県の中核都市に吸引されるようなことのない地域づくりをこれからしっかり進めていかなければならないと考えます。

そこで、知事にお伺いします。

信州未来共創戦略、しあわせ信州創造プラン3.0の推進に当たって、県内でもとりわけ人口減少・少子高齢化が急速であり、将来への展望をなかなか見だしづらい過疎地域や中山間地域について、地域の住民生活を維持し、今後も長野県の一部として持続できるように取組を進

めていただきたいが、知事の決意をお伺いします。

続いて、木曽地域の林業・木材産業の振興について質問いたします。

利用期を迎えた木曽カラマツの品質の高さは、大手建設会社からも認められ、昨年、木曽カラマツ活用戦略会議が発足し、民国連携の中で今後の林業の活力ある体制づくりができつつあり、主伐・再造林を進めて生産拡大を図るとともに、流通体制の整備を行い、他地域に負けないサプライチェーンを構築するなどし、木曽ヒノキと同様に、カラマツが今後輝き続けるように付加価値をつける方策についても検討されています。

また、昨年8月には、木曽谷・伊那谷フォレストバレーのキックオフイベントが知事御参加の下、木曽町で開催されました。今後、森林・林業の知の拠点として、その人材育成が全国から注目される林業地となるよう、取組が一層加速されることを願うものであります。木曽の林業・木材産業が強靱かつ創造的で持続可能な産業に成長することで、そこから生まれる力が地域経済の発展に寄与し、今後の人口減少下にも自立した力強い地域にしなければならないと考えるところであります。

そこで、以下4点質問いたします。

まず、主伐・再造林の取組について、特にカラマツについては、木曽地域は東信地域より10年も取組が遅れていると言われていています。今後、主体的に民有林の主伐・再造林に取り組む森林組合等の課題について、県としてどのように認識され、今後どのように強化、支援していくのか。須藤林務部長に伺います。

続いて、一部の事業者から、主伐後の再造林におけるカラマツ苗木が不足している現状があるとお聞きしますが、県として需要に対応した苗木の生産についてどのように取り組んでいくのか。苗木の生産に係る人材育成及び体制づくりの取組と併せて須藤林務部長にお伺いいたします。

次に、今後の林業・木材産業の人材育成については、フォレストバレー構想の推進が期待されるところであり、特に、木曽青峰高校の存在はますます重要になってきています。そこで、木曽青峰高校の全国募集について、現在の講師を含めた体制づくりや地域との連携、情報発信、また、女子寮の必要性についての考え方を武田教育長に伺います。

森林・林業の多様性について、森林サービス産業など積極的に展開すべきであります。まずは森林の主伐が適齢期となっているこの時期に稼げる林業に重点を置くべきと考えております。

そこで、最後に知事にお伺いします。

木曽の持続的な地域づくりにおいて、林業・木材産業の体制構築とその成長が大変重要になってきていますが、県として、木曽地域の自立性の観点から、地域の林業・木材産業のさら

なる発展に向けてどのような取組を展開されていくのか。伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には4点御質問をいただきました。

初めに、中山間地域のイノベーションの在り方と地域経済の自立化についてのお尋ねでございます。

人口減少下でも、中山間地域における経済成長には、自然や歴史文化、特産品など、地域固有の資源を磨き、高付加価値を生むイノベーションを起こす取組が重要でございます。

県内では、飯綱町と民間企業が連携し、リンゴの皮や搾りかすを利用した合成の革素材「りんごレザー」を商品化し、また、根羽村森林組合では、特産の根羽杉などを原材料とした天然繊維であります木の糸「木糸」を素材とするタオルを販売し、この木糸は、大阪・関西万博のスタッフ用ユニフォームにも採用されるなど、サーキュラーエコノミーのモデルともなる事例が生まれているところでございます。

こうした地域イノベーションの推進には、地域の技術、資源、人材に加えて、外部資源やデジタル技術を最大限活用することが重要であります。このため、県では、起業家やスタートアップ企業と県内事業者との協業を促進するほか、DXをリードする人材の育成など企業のリスクリング支援、さらにはデジタルや商品開発など専門知識を持つ都市圏の兼業・副業人材とのマッチングなどの取組を強化し、中山間地域でのイノベーション成功例を創出してまいります。あわせて、地域外から獲得した資金を域内で循環する地域内経済循環への構造転換を図ることで、持続可能な地域産業となるよう取組を進めてまいります。

次に、エンタメ・コンテンツ産業の可能性についてでございます。

このコンテンツ産業の市場は、コンテンツのデジタル化や配信市場の拡大を背景に、国内外共に拡大しております。

国においては、内閣府が昨年6月にまとめた新たなクールジャパン戦略でコンテンツ産業の海外市場規模を2033年までに20兆円とすることを目標値として設定するなど、成長が期待される分野としております。

この地域経済への効果のうち、本県は、これまでも多くのアニメや映画の舞台として登場しており、聖地巡礼による国内外からの観光誘客効果が期待されるところであります。先月には、ワイン漫画として評価される「神の雫」のプレミアムディナーイベントの開催に協力したほか、4月には長野県が舞台となりますアニメ映画「名探偵コナン」が公開予定でありまして、映画とコラボしたプロモーションを関係部局で検討しているところでございます。

このコンテンツ産業は、聖地を訪れることによる観光や飲食産業に好影響を与えるだけでなく、クリエイティブ分野の人材が集まることでさらなるビジネスチャンスにもつながることか

ら、関係部局とも連携して地域経済に対する効果をしっかりと取り込んでまいります。

次に、県外大学と連携したUターン就職を促進する仕組みの強化についてでございます。

県では、平成21年6月に県外大学の愛知工業大学と最初のUターン就職促進協定を締結し、これまで三大都市圏や北陸などの66の協定締結校と連携し、県内就職を希望する学生に対して情報発信などの支援を実施しております。具体的には、学生へのプッシュ型の情報提供としまして、働きやすい職場づくりに取り組む職場いきいきアドバンスカンパニーの認証取得や奨学金返還支援制度を導入している県内企業の紹介のほか、U I Jターン就活補助金やシューカツNAGANOキャリア相談室など、県内での就職活動に役立つ制度の紹介などに取り組んでおります。

今後、人手不足が深刻化し、企業の採用難が続いていく中では、協定締結校を増やすだけでなく、これまでの仕組みを強化する取組も必要であります。このため、協定締結校主催の説明会への企業参加が可能な場合には、自社の魅力を学生に直接PRする機会に活用してもらえよう、参加企業の募集を試行的に開始したところでございます。

引き続き県外大学との協定締結を進めるとともに、協定締結校からも提案いただきながら仕組みを強化し、一人でも多くの県内出身学生にUターン就職をしていただくよう取り組んでまいります。

最後に、ITやクリエイティブ分野の企業誘致、女性の起業支援の強化等についてのお尋ねでございます。

若者・女性から選ばれる県づくりを進めていくためには、誰もが自分らしく暮らし、多様な職種や柔軟な働き方の選択肢を広げる取組が重要でございます。このため、ITやクリエイティブ分野の企業誘致では、全国トップ水準の助成率でありますICT産業立地助成金をはじめ、企業との共創による地域課題解決と県内立地も目的としたチャレンジナガノの取組、さらには、本年度新たに本社等移転促進助成金の対象に育児支援施設等を拡充したところであります。

また、女性の起業支援策としましては、令和5年度に女性起業相談窓口を開設するとともに、来年度は起業のハードルを下げることをテーマとした連続講座の開催と併せて、女性の視点から地域イノベーションについて考えるWE-Nagano Global Conferenceを長野県立大学と共催するなど、取組を強化してまいります。

さらに、来年度は、動画やSNS等若者や女性にリーチする広報媒体により、働きやすい職場づくりに取り組む職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業の情報発信など、企業の魅力向上につながる柔軟な働き方等の普及を一層推進してまいります。

こうした取組を企業や関係者の皆様と共に展開していくことで、若者や女性に選ばれる魅力ある地域づくり、環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には、地域振興について２点と県民会議について１点御質問をいただきました。

まず、地域活力の維持発展に向けた当初予算計上の考え方についてでございますが、令和７年度当初予算案には、地域が、それぞれの強みや特性を生かしながら、地域課題を自主的、主体的に解決する取組を推進できるよう、各種事業予算を計上しております。

具体例を申し上げますと、地域発元気づくり支援金については、来年度から制度を見直し、支援対象を広域的な連携事業や地域課題解決のモデルとなる事業に重点化するとともに、信州未来共創戦略に基づく特に推進したい取組について補助率をかさ上げして支援するなど、人口減少への対応を強く意識しております。

また、地域特有の資源の魅力を最大限活用し、真に持続可能な地域づくりを目指す輝く農山村地域創造プロジェクトについては、飯綱町、根羽村に加え、飯島町を新たに支援対象とし、３町村の取組を支援するとともに、取組のプロセスを含めた情報発信など、県内他地域への波及にも意を用いてまいります。国も、地方創生2.0を掲げて財源等を拡充させております。これらの獲得にも意を払いながら、県、市町村の総力を挙げて地域活性化の取組を進めてまいります。

次に、地域振興局の役割、市町村の広域連携の在り方についてでございますが、小規模市町村の多い本県において、人口減少の中、住民への行政サービス提供体制を維持していくには、市町村間の連携強化は必須でございます。

県土全てを広域連合が歴史に根差す地域単位で覆っているという本県の特徴を踏まえ、広域連合をベースにした市町村の連携強化、また、県内で唯一中心となる市がない木曽地域については、例えば県も広域連合に参加するなどの垂直補完を進めていくべきだと考えております。

さきに述べた事業の推進やこれらの連携強化の取組には、県の総合現地機関として市町村や地域と信頼関係を構築している地域振興局と共に取り組むことが不可欠と考えており、地域振興局長の皆様と連携を密にして地域課題の解決に取り組んでまいります。

次に、移住・交流事業の好事例をどのように地域に定着させるかでございます。

移住等促進事業が地域に定着するには、行政主導による一過性のイベント開催などで終わるのではなく、住民、移住者、市町村等が自分事として地域課題の解決に取り組むことで地域の中でつながりがつくられるとともに、それらが横展開されるなど、地域同士のつながりにも発展することが鍵と考えております。

例えば、令和４年度から実施している空き家のリノベーションをイベント化し、関係人口を

創出する共創人口構築事業では、参加者同士が交流しながら自分の地域でどのような空き家DIYイベントを開催したいかを主体的に考える研修会を開催したほか、6市町村の住民等と共に、地域に合わせた空き家DIYイベントをモデル的に開催したところです。これにより、研修参加者による地域の実情に合わせた自主的、自発的な空き家DIYイベントの開催や、イベントによりつながった人々の交流が広がるなど、好事例が定着してきているところです。

来年度は、このような実績も踏まえ、市町村や事業者等と、働きながら短時間滞在し、地域住民との交流等を行う信州ワーキングホリデーを実施し、つながりの創出や横展開を視野に入れたノウハウの確立を目指すほか、信州つなぐストーリー事業により、地域で活躍するキーパーソンと都市圏の若者をつなげ、地域を超えた関係人口のネットワークを構築するなど、より多くの主体のつながり創出を意識し、地域の個性に合わせた取組が自発的に連鎖していくことを目指し、事業を進めてまいります。

次に、県民会議に関して、小規模な町村、企業及び地域の行動、アクションへの結びつけでございます。

人口減少は、様々な要因が絡み合っている問題でありまして、行政だけで解決できる問題ではないことから、「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」では、行政、企業、地域、個人の一人一人がそれぞれの立場でアクションを起こしていくこととしております。参加いただいている市町村や企業、団体、個人は、規模も背景も様々でありますから、一概に同じ対応を求めるのではなく、それぞれができる範囲でできることを一歩ずつ進めていただくとともに、県民会議のメンバーの力を集めて物事を動かしていくことが重要と考えております。

具体的には、県民会議では、会員が興味関心のあるテーマについてプロジェクトチームを立ち上げることとしており、男性の育児参加、移住、若者応援の三つについては先行的にメンバーを募集しているところです。単独ではアクションを進めにくい参加主体についても、こうしたプロジェクトを通じてそれぞれの課題解決につなげていければと考えております。

また、共に具体的な行動を起こしていただく仲間の拡大のため、また、県民会議に参加されていない方々にも信州未来共創戦略の考え方等を伝えていくために、県民会議の活動や考え方等の広報にも取り組んでまいります。

また、先ほど申しました地域発元気づくり支援金の見直しに際して、信州未来共創戦略に基づき重点的に推進したい取組の補助率をかさ上げするなど、信州未来共創戦略の考え方を県の事業にも反映させる工夫をしているとともに、県民会議への参加のいかんを問わず、人口問題への取組を後押しできるよう意を払っております。

市長会や町村会の機会、また、市町村への訪問機会等を捉えて、県民会議の紹介や信州未来

共創戦略の考え方の共有等を行っているところですが、引き続き多くの方々を巻き込んで人口減少に立ち向かっていけるよう努力してまいります。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には県内大学、専門学校の専攻分野の充実につきましてお尋ねを頂戴しております。

若者の県内定着に加え、時代の変化や社会のニーズに応える人材を県内から輩出するためにも、県内の大学、専門学校の専攻分野の充実は非常に重要であると認識しております。

これまでも、県におきましては、収容力の増加につながる大学の学部・学科の設置に対する支援、あるいは、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識、技術、技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む私立専門学校の職業実践専門課程への支援の拡充などの取組を行ってまいりました。

今後は、少子化等により高等教育機関への進学者数の減少が見込まれることも考慮いたしまして、大学の学部・学科の設置につきましては、収容力増加の観点だけでなく、例えばデジタル、グリーン等の成長が期待される分野であることを重視して支援するなど、大学・専門学校の専攻分野のさらなる充実のための取組を引き続き推進してまいります。

あわせて、長野県内の大学等で学ぶことの魅力について県内外に発信する事業を大幅に拡充いたしまして、進学に伴う高校生等の大都市圏への流出を食い止め、大都市圏から若者を呼び込むことで次世代の長野県を担う人材育成、定着を図ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、過疎地域や中山間地域における持続可能な地域づくりという御質問でございます。

長野県は、広大な県土の中で、御所見のとおり、過疎地域や中山間地域にお住まいになられる方が非常に多くいらっしゃいます。我々県行政としては、こうした皆様方の暮らしを支えていくということもしっかり念頭に置いて取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

これから、人口がどんどん減少していく中で、社会インフラをどう適正化していくのかということを考えなければいけませんし、また、災害の激甚化、多発化ということの中で、どのような形でこの災害リスクを低減させていくか、こうした観点もしっかり持たなければいけません。

一方、今、小さな拠点づくりということで、役場あるいは福祉施設等必要な生活機能を地域

の中心部に集約して、そうした地域と周辺集落等をネットワークでつなぐ小さな拠点づくりということも進められているわけでありまして、こうした問題意識や、今行われている取組等も踏まえて、これからの中山間地域、過疎地域の暮らし方、住まい方、こうしたことを考えていくということが重要だと思っています。今後、県土のグランドデザインを検討していくわけにありますけれども、この過疎地域や中山間地域の暮らしやなりわいの在り方についても十分念頭に置きながら検討を進めていきたいと考えております。

続いて、木曽地域の林業・木材産業の発展に向けてどのような取組を展開していくのかという御質問でございます。

本県は、森林資源の利用期を迎えているわけでありまして、木曽地域におきましても、間伐から主伐への転換等によりまして林業・木材産業の一層の振興を図っていくということが喫緊の課題だと考えております。

今後の方向性としては、地域の豊富な資源であります民有林のカラマツやヒノキ等について安定的な生産体制を整備いたしますとともに、製材、加工、流通体制の強化による付加価値の高い製品の供給と販路開拓を行っていくことが重要だと思っております。

そのため、県としても、国有林と連携したカラマツ材の安定生産体制の構築、オフィスビル向けの高品質な合板の地域内での加工の推進、地域内の製材工場が連携してJ A S 構造材を供給するための体制構築、信州ウッドコーディネーターと連携した中京圏を中心とした販路の開拓などについて森林組合や林業事業体、木材加工事業者等を支援していきたいと考えております。

また、木曽谷・伊那谷フォレストバレーの取組の中で、林業大学校、上松技術専門校、木曽青峰高校の3校をはじめとした教育・試験研究機関の連携の下、林業・木材産業を支える高度専門人材や、伝統工芸、木工など関連する分野の人材の育成にも取り組んでまいります。

以上です。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には2点質問を頂戴いたしました。

まず、森林組合等の課題と県の支援についてでございます。

これから木曽地域の民有林で本格化する主伐・再造林の推進に向けましては、間伐から主伐・再造林への転換に向けた体制づくり、人力作業の省力化を含めた生産性の向上、必要な担い手の確保育成などが森林組合等の課題であると認識しております。

このため、木曽地域の様々な林業関係者から構成される木曽カラマツ活用戦略会議と連携しながら、町村有林などの施業を通じた主伐・再造林モデルの普及や、国有林と連携した木曽地域全体でのカラマツ材の安定生産体制の構築、林業機械を利用した省力化や低コスト造林技術

などのスマート林業の普及による生産性の向上、就業環境の整備や移住者、転職者の受入れ等による新規就業者の確保などの稼ぐ林業の実現に向けた取組に対して支援してまいります。

次に、カラマツ苗木の生産と人材育成及び体制づくりについてでございます。

県内の苗木の需要量の約8割を占めるカラマツについては、現在ほぼ県内産で賄えておりますが、一時的に不足する場合もあり、その際には、県外から輸入し、対応しているところでございます。

県としては、主伐を進め、令和14年度には再造林面積を1,250ヘクタールに拡大することを目標としており、今後、苗木の需要量も増加が見込まれることから、来年度、県管理の採種園の整備を行い、苗木のもととなる種子を増産して、安定供給できる体制を整えることにしております。

また、苗木生産に係る人材育成及び体制づくりについては、新規参入者や若手生産者を対象とした苗木生産技術の講習会の開催や、現在主流となりつつある再造林の作業省力化に資するコンテナ苗の生産設備の整備に対して支援してまいります。

これらの取組に当たっては、県内の苗木生産者で構成する長野県山林種苗協同組合と十分に連携し、需要に対応した苗木の確保や生産体制づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 木曽青峰高校の全国募集についてのお尋ねでございます。

木曽地域は、全国屈指の山林資源を有し、全国に誇る伝統的な木製品の産地であると承知しております。この地域の特徴を生かし、木曽青峰高校森林環境科とインテリア科において令和8年度から全国募集を開始する予定でございます。

木曽青峰高校では、令和4年度から木曽フォレストバレーコンソーシアムを組織し、地域の企業でのインターンシップや、林業大学校、上松技術専門校と連携した木材産業の人材育成を図っており、卓越した技能を持つ地域人材を生かした学びを構築してきているところでございます。全国募集に当たっては、このコンソーシアムの取組を発展させ、多くの地域の方々に高校での学びに参加していただくことを期待しております。

また、情報発信につきましては、令和7年度にホームページをリニューアルし、生徒自らが学校の特色や木曽地域の魅力を全国にアピールするとともに、地域みらい留学事業へ参画し合同学校説明会を行うなど、より効果的な生徒募集を行う予定でございます。

女子寮につきましては、女子生徒の住まいの必要性は認識しており、全国から集まる生徒が安心して生活できる場を確保するための方策を地元町村と共に検討しているところでございます。

今後は、全国募集も含め、地域と協働し、森林組合等との技術交流、カリキュラム開発、連携コーディネーターの配置など、より特色ある高校づくりに向けた取組を加速化していく予定でございます。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）それぞれ御答弁をいただきました。

人口減少が加速的に進む木曽地域にあって、現在積極的に移住政策等に取り組んでいる木曽郡の中心地である木曽町では、先月、住みたい田舎ベストランキングに、シニア、子育て、若者のそれぞれの部門で1位となりました。しかし、木曽地域がそれぞれに持続可能な地域づくりに懸命に取り組んでいるときに、唯一の総合病院である木曽病院で子供が産めない。また、ガソリン価格が全国で一番高いなど、この地域の暮らしは、より厳しい状況になってきており、未来に不安を募らせ、地域の声は県政に対して正直懐疑的であります。

しかし、決して弱音を吐くまいと思っています。木曽地域の未来は必ず訪れることを信じ、努力し、未来ある子供たちに、決して諦めない不撓不屈の強い心を持つこと、そして、このような地域環境においても、人のため、地域のために尽くせば必ず幸せは自分に返ってくるといいう利他の心を教え、伝えていきます。ただ、精神論だけでは課題は解決いたしません。自立した地域づくりのために、先人からつないできた豊かな森林資源と伝統文化を地域の強みとし、一歩ずつ未来に向かい歩みを進めてまいります。

県には引き続きお力添えをお願いし、現下の課題となっている産婦人科の閉科、ガソリン価格の課題解決に一層の御尽力をお願いして、一切の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）小林あやでございます。

本県における食肉処理施設は、県内の畜産業と消費者の両方にとって極めて重要な役割を担っています。県内で家畜を処理することで、運搬コストの削減や新鮮な食肉の安定供給が可能となり、生産者と消費者の双方に大きなメリットをもたらします。

また、リスク管理の観点からも、松本の食肉処理施設の移転新設は必要不可欠であります。県内の処理施設を2施設体制で維持することは、家畜伝染病の発生時における適切な処理や食肉の流通確保に寄与し、県民の生活や経済への影響を最小限に抑える上でも重要です。

しかし、この施設の事業主体は、五十数%の株を持つ全農長野と、それぞれ数%の株を持つ複数の自治体から構成される株式会社長野県食肉公社であり、県が単独で進められる事業ではありません。とはいえ、これは広域にまたがり、県民全体の利益に関わる事業であるため、県として重要な役割を果たすことが求められます。特に、松塩地区広域施設組合は、敷地内に一

一般廃棄物処理施設の再整備を計画しており、食肉処理施設の移転が強く求められています。もし移転のスケジュールが遅れば、一般廃棄物処理施設の再整備計画もめどが立たず、県民の生活に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、移転候補地、朝日村においても、受入れ態勢の整備が必要となる一方で、正式決定がなされないままでは進めるに進められない状況です。

一方、周辺地域との合意形成も必要です。朝日村に隣接する周辺地区の住民の理解を得ることが不可欠であり、地域との共生に向け十分な協議が求められます。私は、これまでに何度もこの議会でこの問題を取り上げ、関係各所とも意見交換を重ねてきました。少しずつ前進は見られるものの、依然として課題は多く、早急な解決が求められる案件です。

そこで、昨年の２月定例会での私の質問から１年がたち、私の地元の関係各所もはやる思いでこの懸案と向き合ってきたため、県の立場やこれまでの答弁を十分に踏まえた上で質問させていただきます。

県は、現在、朝日村を候補地として、住民への説明や合意形成に向け調整を進めています。県食肉公社と移転候補地である朝日村や周辺地域との調整について県はどのような支援を行っているのか、お伺いします。

この移転問題については、これまでも長い議論が続いてきました。県としてどのような議論や調整を経て現在に至ったのか。これまでの成果を伺います。また、資金調達や環境対策、住民合意の面など、現時点で残されている課題についてお伺いします。

移転には、候補地の決定までの過程や、行政手続、施設整備など、長期的な計画が必要となります。特に、松塩地区広域施設組合が計画する一般廃棄物処理施設の再整備との調整が求められる中で、スケジュールの遅れは県民の生活に大きな影響を及ぼします。県として今後の移転に向けた具体的なスケジュールをどのように考えているのか。以上、農政部長に伺います。

この移転問題は、単なる施設の新設ではなく、県内畜産業の振興、食の安全確保、環境対策など多面的な要素を含んでいます。さらに、県民の生活に直接関わる一般廃棄物処理施設の再整備計画との連動も求められています。一刻も早くこの移転問題の解決が見たいという県民の期待に対し、県として早期解決に向けどのような役割を果たしていくのか。知事の見解を伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には食肉処理施設の移転に関して３点御質問をいただきました。

まず、移転候補地の地元調整に当たって、県の支援についてのお尋ねです。

県では、事業実施主体である株式会社長野県食肉公社、その親会社である全農長野県本部が行う地域への説明に当たり、朝日村や松本市と連携して支援しているところでございます。

朝日村における地権者、地元地区、全村を対象とした各説明会、隣接する松本市における地元地区や関係団体への説明会では、畜産振興を担う県の立場で食肉処理施設の重要性や移転候補地の選定過程等を丁寧に説明し、疑問の声にも真摯にお答えしてまいりました。食肉処理施設は、県内の食を支える重要な施設であり、引き続き事業実施主体が行う地元調整に全面的に協力してまいります。

次に、これまでの成果と現在残っている課題についてのお尋ねです。

令和4年5月のＪＡグループ及び生産者団体からの要請を踏まえ、移転候補地の探索への協力、ＪＡグループが行う施設整備への行政支援の枠組みづくり、施設の安定的な運営への協力の３点に力点を置いて取り組んでまいりました。

移転候補地探索への協力では、市町村に広く適地の情報提供を要請し、現地踏査などを重ねて朝日村の候補地につなげました。

ＪＡグループが行う施設整備への行政支援の枠組みづくりでは、国庫補助を最大限活用するための国への要請活動や、オール長野での支援体制の構築に向けて、全77市町村への説明、意見交換などを重ねているところでございます。施設の安定的な運営への協力では、畜舎整備等による畜産経営の規模拡大への支援や飼料価格高騰への支援など、処理頭数の確保につながる生産基盤の強化を図っているところでございます。これらの取組を進める中で、ＪＡグループでは、地域の不安解消と理解の促進、施設整備費用の高騰とその資金調達、持続性の高い運営の確保などが課題であるとしております。

最後に、今後のスケジュールについてのお尋ねでございます。

食肉処理施設の移転に際しては、食肉流通と新ごみ処理施設の稼働に影響が生じないように進めていくことが必要と考えております。スケジュールを含め、より詳細な検討、調整を進めるには、ＪＡグループによる事業実施主体としての事業計画の策定が必要であり、ＪＡグループには早期の提示を求めているところでございます。

ＪＡグループからは、もろもろの課題の整備に時間を要しており、この３月には建設スケジュールを含む事業計画を示したいとお聞きしているところでございます。この事業計画が示されることにより、個々の課題の検討や調整も加速化でき、具体的なスケジュールも定まってくるものと考えてございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）食肉処理施設の移転に関連して県としての役割をどう果たしていくのかという御質問でございます。

松本の食肉施設の移転新設につきましては、施設の運営を担うＪＡグループが確かな計画を

示した上で、事業実施主体であるＪＡグループ、生産者、畜産振興を担う県や市町村がそれぞれ役割を果たしていくことが大切だというふうに考えています。県では、令和４年５月のＪＡグループや生産者団体からの御要請を踏まえて、本県の畜産振興や食肉の安定供給の観点で支援を行ってきたところでございます。

今後、県としては、ＪＡグループが示す事業計画を市町村と共に精査するほか、地元調整への協力、国庫補助金の活用を前提としたオール長野による支援体制の構築などを行っていきたいと考えております。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君） オール長野という答弁がありましたけれども、それぞれのタイミングが合わなければ、一時的に県外の食肉処理施設を使うなどの選択肢も視野に入れてはどうだと心配する声も私の地元から出ているということをお伝えしておきます。一日も早い解決が図られることを願い、次に移ります。

本県における地域の国際化は、地域活性化や観光振興に大きく寄与する重要な課題です。その一環として、地域おこし協力隊は、地域に新しい視点をもたらし、地方創生の推進役として期待されています。本県でも、地域おこし協力隊員は、観光資源の開発、特産品のＰＲ活動、移住促進などの分野で活躍しており、一定の成果を上げています。

しかし、一方で、地域側の期待と協力隊員のスキル、意欲が合わないミスマッチの発生や、せっかく協力隊として活動しても、地域に定住せず離れてしまう定住へのハードル、活動の持続可能性、地域との関係構築や受入れ態勢の整備などといった課題も見受けられます。

こうした点を踏まえると、人選は今後の取組においてますます重要な視点になると考えられます。本県における地域おこし協力隊の現状と、今後期待される役割についてどのように考えているのか。伺います。

近年、グローバル化の進展により、地域における国際化の推進がますます重要となっています。本県においても、観光振興、地域経済の活性化、多文化共生の促進に向けた取組が求められています。

しかし、外国人が、言語や文化の違いにより地域に溶け込みにくく、地域社会との関係が希薄になると、外国人と住民とが直接交流できる機会が限られてしまいます。そのため、地域住民が国際理解を深める機会が少なく、多文化共生の意識醸成が進みにくくなります。

また、外国語対応の不足や、地域資源の魅力を海外に発信するための戦略が不十分であると、訪日外国人観光客が増加しても、その恩恵を十分に受け取りにくくなります。さらに、次世代のグローバル人材の輩出につなげていくには、国際的な視点を持つ人材の育成が求められます。

昨年6月定例会での私の質問に対し、知事は、JETプログラムの参加者の活躍、あるいはJETプログラムの参加者をしっかり応援していくことは大変重要な視点だと考える旨の答弁をされました。

令和7年度からの要件緩和により、JETプログラムを活用して日本に来た外国人が、同じ地域で地域おこし協力隊として活動できるようになります。JETプログラムを通じて日本に来た外国人は、既に日本文化や地域に慣れており、地域社会ともつながりがあることが特徴です。このような外国人材が地域おこし協力隊として活動することは、観光振興や地域の国際化の推進において非常に効果的だと考えます。

そこで、県として、市町村が外国人材を積極的に地域おこし協力隊として活用していけるよう、どのような機運醸成や支援を行っていくのか。所見を伺います。以上、企画振興部長に質問します。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 地域おこし協力隊の関係で2問御質問をいただきました。

地域おこし協力隊の現状についてでございますが、令和6年4月1日現在、県内では、県と市町村合わせて全国で2番目に多い430名の地域おこし協力隊員が活躍しております。また、県内への定住率も直近5年間で75.7%と、全国平均の69.8%を上回り、全国上位に位置しているところです。

地域おこし協力隊に期待される役割としては、産業振興、観光振興、移住・交流促進など、市町村の地域の実情に応じて様々なミッションを担っているものと認識しております。

地域おこし協力隊員とこれらのミッションや地域とのミスマッチが発生しないように、また、隊員が地域に定着するように、県として、募集設計や活動支援に関する受入れ市町村への研修や、市町村職員、地域住民等との関わり方、任期終了後の地域での起業などに向けた隊員への研修、地域振興局ごとに隊員、隊員OB、市町村、県職員などで構成するサポートネットワーク会議の実施、隊員同士のネットワークを深めるために全県の隊員を対象としたしあわせ信州地域おこし協力隊サミットの実施などに取り組んでおります。

人口減少の進展に伴い、担い手不足が顕在化する中、地域おこし協力隊員は持続可能な地域づくりの中核を担う人材として一層重要となっております。隊員の皆さんが活躍できるよう、引き続き市町村、隊員の支援に努めてまいります。

次に、外国人地域おこし協力隊の関係でございます。

インバウンドの増加や地域社会の国際化が進展する中、地域の魅力の発掘、発信や移住・定住の促進など、外国人の目線による施策や取組の推進が重要と認識しております。全国の自治体でも、観光情報発信や商品開発・販売、教育分野など様々な分野で外国人の地域おこし協力

隊員の活動事例が蓄積されてきており、国や自治体国際化協会などが積極的に情報発信を行っているところです。本県においても、既に平谷村や売木村で外国人の隊員が観光振興や地域産品のマーケティングなどの分野で活躍し、卒隊後も当該地域に定住している先行事例が見られるところです。

国では、令和6年度から外国人の地域おこし協力隊の採用促進やサポート等に対する地方財政措置を拡充して自治体の取組を後押ししており、本県としても、こうした動きを契機に、今後市町村や地域おこし協力隊を志す外国人の双方にアプローチしていく必要があると認識しております。

まずは、隊員の採用に携わる市町村職員の研修会等で先行事例や制度の拡充について周知し、外国人の募集に向けた機運の醸成を図ってまいります。また、県が開催するJETプログラム参加者の研修会などの機会を捉えて、地域おこし協力隊の制度や募集市町村の情報提供を行うなどを通じて外国人の採用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）現在、県では、JETプログラム参加者の孤立化を防ぐようなネットワークづくりが進められているとも聞いておりますので、ぜひその先を見据えた連携に期待したいと思います。

障がい者支援について質問させていただきます。

障がい者支援は、現代社会において非常に重要なテーマであり、全ての人が平等に社会参加できる環境をつくるために欠かせない取組です。

障がいを持つ方々が直面する課題は、身体的、心理的、社会的に多岐にわたり、日常生活や仕事、教育、娯楽、さらには社会参加そのものにおいても困難が伴います。これらの困難を軽減し、障がい者が自立し、社会の中で豊かな生活を送るためには、支援の充実と社会全体の理解が不可欠です。

障がい者支援における課題は、施設整備から教育、福祉、人材確保まで、幅広い分野にわたります。特に、施設整備においては、バリアフリー化や障がいごとの特性に対応したデザインが求められ、教育分野では、障がい者向けの支援技術や教材の整備が必要です。また、視覚障がい者支援をはじめとする分野では、専門的な知識と技能を持った支援者の高齢化が課題となっています。さらに、若年層を中心としたボランティア活動の促進や、障がい者への支援活動に対する社会全体の関心を高めることも重要なテーマです。

障がい者支援が進んでいくことによって、より多くの方々が自分らしい生活を送り、社会に貢献できるようになります。このような社会づくりを目指して様々な取組がなされていますが、

まだ解決すべき課題は多いと感じております。

2028年の全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備において、障がいを持つ方々が安心して利用できる施設を目指すことが求められています。特に、障がいごとの特性に対応したデザインやバリアフリー設計が重要です。

例えば、日本点字図書館では、外壁に鎖がつり下げられていますが、これは、風が吹いてぶつかことで音が鳴り、聴覚的に場所を特定できるようにする役割もあるそうです。障がいの特性を生かした支援を身近に実感できる一例です。善光寺のお戒壇巡りのあの真っ暗な廊下を想像してください。話し声や壁の触感などの情報から鍵までの道を知ることができる体験を想像すると分かりやすいかと思います。

このように、施設整備においては、障がい者支援の専門家やバリアフリーチェックを行うチームを設置し、施設の利用者が誰でも安心して使えるような環境づくりが必要だと考えますが、今後どのような取組が進められていくのか。観光スポーツ部長にお伺いします。

視覚障がい者向けのデジタル技術の進展により、インターネットでの情報収集やデジタル機器を活用した学習支援が可能となってきています。盲学校においても、こうした機器や教材を用いて学習支援を行える環境が整備されていることは非常に重要です。特に、高等教育機関への進学を考える生徒に対しては、学習支援環境の充実は欠かせません。そして、これらの支援機器を使いこなすためには、専門的な知識を持った支援者が必要です。現在、盲学校において、こうした機器や教材を活用した学習支援が行える環境が整っているのか。また、それを支える人材が十分に確保されているのか。現状と今後の取組について教育長に伺います。

視覚障がい者支援の分野では、高齢化による人材不足が課題となっています。特に、若い世代の関心を高め、支援活動に参加してもらうための取組が必要です。県として、若年層のボランティア活動をどのように促進しているのか。健康福祉部長にお伺いします。

知事は、予算編成の方向性として、寛容な社会づくりを挙げておられます。障がい者にも優しいまちづくりは誰にでも優しい町になると言われていることから、多くの関係者が期待を寄せているところですが、このような社会づくりを行う上で、分かりやすい第一歩として、施設整備が挙げられます。ここに、ウィットやユーモアに富んだ視点が加われば、子供も大人も誰もが楽しく使うことができるようになります。こうした点を踏まえ、長野県が全国のモデルとなるような障がいごとの特性を踏まえた誰にでも優しい施設整備を進めていくことについて知事の所見をお伺いします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には、障がい者支援に関しまして、本県で開催する全障スポの施設整備についての御質問でございます。

2028年に本県で開催する第27回全国障害者スポーツ大会では、身体、知的、精神の区分別に14の競技が行われ、全国から約3,500名に及ぶ多くの参加者が見込まれることから、大会の開催に当たりましては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮された競技会場の準備が必要でございます。

そこで、県では、来年度から、競技会場の現況を確認するため、障がい者の特性を理解した専門家を含む関係者で編成するチームによりましてバリアフリーに関する調査を実施し、課題の把握や対応の検討を予定しているところでございます。こうした取組を通じまして、誰もが安心して利用できる競技会場の整備を進め、参加される選手が安全に最大限のパフォーマンスが発揮できる大会となるよう準備してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）盲学校におけるデジタル機器の活用状況と人材確保についてのお尋ねでございます。

盲学校では、日々の学習の中で、音声文字入力機器を利用した文書作成や、パソコン等の情報を点字に変換する機器によるインターネット閲覧、印字から音声を読み上げる機器を利用した読書やテスト受験など、デジタル機器を活用した様々な学習支援が行われております。

また、それぞれの盲学校には、専任のICT担当教員を配置しており、視覚障がいのある児童生徒一人一人の見え方や特性に応じたICT機器の利活用に関わる実践研究や校内研修の充実を図っているところでございます。

今後も、デジタル機器を効果的に活用しながら、児童生徒が持てる力を最大限発揮でき、夢や希望がかなえられるよう教員の専門性をさらに向上させるなど、支援の充実を図ってまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には若年層のボランティアへの参加促進に向けた取組についてのお尋ねでございます。

視覚障がい者に対する意思疎通支援者である文字を点字にする点訳奉仕員や音声で伝える朗読奉仕員は、現在、市町村が広報紙等の点訳等を行う事業や、県が新聞や図書の点訳等を行う事業において御活躍いただいております。

奉仕員の多くはシニア世代に担っていただいておりますが、高齢化に伴い活動に支障が出ることも少なくないため、担い手の数は十分とは言えない状況であり、若年層を含めた多くの方の参加が必要と認識しております。

そういった中、県では、奉仕員養成研修について、新聞等の媒体活用、県ホームページへの

掲載、市町村への周知依頼等により広く県民に受講を呼びかけておりますが、若年層の受講者の確保に苦慮しているところでございます。そこで、若年層にアプローチするため、障がいの特性や必要な支援の理解を促進するあいサポート研修を、若年層に重点を置き、取組を進めたところ、研修受講者全体に占める生徒や学生の割合は、令和3年度の2割程度から、直近2年間は約4から5割程度に増えております。

引き続き、あいサポート研修等を通じて、若年層に視覚障がいの特性、点訳や音訳の必要性や魅力を伝えるとともに、県公式LINE等様々なツールを活用して開催案内を発信し、加えて、奉仕員養成研修を受講しやすい開催方法等についても検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には全国のモデルとなるような誰にでも優しい施設整備についての所見という御質問でございます。

本県では、不特定多数の方が利用する一定規模以上の施設を整備する事業者等に対して、出入口、トイレ、駐車場等の独自の基準を定め、福祉のまちづくりを推進しているところでございます。また、新たに設置する県有施設につきましては、設計段階から障がいの当事者の方から御意見をお伺いすることといたしております。

例えば、県立美術館におきましては、点字ブロックの敷設や案内板の点字表示はもとより、オストメイト対応設備や大人用ベッドを備えたトイレの設置、音声を聞き取りやすくする補聴設備、ヒアリングループの設置、様々な感覚を使って作品を鑑賞することができる展示室アトラボの設置などにより、誰もが使いやすく、楽しんでいただくことができる施設になるような整備をしたところでございます。

今後、県として新たに施設を整備する際には、設計、施工、竣工後、各段階で障がいのある方からの御意見の反映に努めていきたいというふうに考えております。ハード、ソフトの両面から全国のモデルとなるような誰にでも優しい施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）答弁いただきました。

盲学校から大学に進学したある学生は、将来、設計やデザインの段階から障がい者の意見を反映させられる仕事に就きたいのだそうです。こうした若者が後に続くよう、温かく支援できる県であってほしいと願い、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後 2 時59分休憩

午後 3 時15分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

丸茂岳人議員。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）地方は、持続可能な地域であり続けるために、大変な困難に立ち向かっています。また、同時に、少子高齢化という先進国が陥る構造的な課題もあり、地方自治の存続や地域コミュニティの維持が危ぶまれています。特に、人口が少ない小規模自治体こそこれが顕著であるわけです。本来であれば、そういった小規模自治体にこそ予算や人員配置で手厚い配分をしなければならないわけですが、現状はなかなかそういう状況にはなっておらず、現実的な対応を迫られております。

国の方針においては、地方から現制度の在り方の見直しを迫りつつ、ここでは差し迫った現実課題について質問をさせていただきます。

基礎自治体では、人口減少や将来の税収減を背景に、事業の選択と集中が求められています。というよりも、選択と集中を進めざるを得ない現状にあるわけです。しかし、実際には、それを進めていくだけのマンパワーも不足している状況であり、一方で、世論の反応は、総論賛成、各論反対となり、必要な改革が進みにくい状況にあります。こうした中で、県が率先して適切な事業の取捨選択を行い、市町村の手本となる取組を推進することが重要であると考えます。また、一自治体では判断や分析ができない部分に関しては、県が関与し、アドバイスや判断を示していく必要があると思います。

そこで、以下の点について幾つか質問させていただきます。

県における事業の選択と集中の必要性についてお聞きします。県の財政状況や今後の見通しを踏まえ、どの分野において事業の選択と集中が特に必要であるとお考えでしょうか。また、不要不急の事業を整理することで生まれる予算をどのような分野に優先的に投資することが県民益にかなうと考えるか。県のお考えをお聞かせください。

さらに、公共性の担保を確保しつつ、行政においても、これまで以上に費用対効果の考え方をさらに取り入れるべきであると思います。ただ、予算を消化するというのではなく、予算をいかに有効に使い、成果を出していくのかという、当たり前のそうした考え方を持つことが必要ですが、いかに職員へ浸透させていくのでしょうか。以上2点について総務部長にお聞きします。

事業の選択と集中を進めるに当たり、最も大切なことは、住民や関係者の理解を得ることであり、その前提として民意を知ることです。本来であれば、行政の仕事は、多少無駄があったとしても、県民益につながるのであればやるべきだと思います。

一方で、昨今の状況やこの先を想定すると、全体最適を鑑み、進めざるを得ないわけですが、住民や関係者の理解を得られるような事業の選択と集中を進めていくために、どのような手法で県民の声を広く吸い上げ、県政に反映していくのか。県のお考えをお聞きます。

次に、市町村への手本となるような県の取組についてお聞きます。

冒頭申し上げたように、小規模な自治体こそ選択と集中が求められており、近隣市町村との連携協力が必要です。そこで、県が先行して取り組むべき選択と集中の成功事例を示し、市町村が参考にできるような仕組みをつくることが求められていると思います。県として、市町村と連携しながらどのような取組を進めていくべきか。県内の自治体に対し、事業の取捨選択に関するガイドラインの作成等支援策が必要と考えますが、県の所見をお聞きます。

さらに、市町村によっては、激変する時代の流れに伴い日常業務が急増する中で、離職率も上がっていると聞きます。日頃の業務に追われる中で、やらなければならない大きな仕事や、こうした後ろ向きである仕事はなかなか進みづらく、単独自治体では判断し切れない事例や後回しにしている事業は多いと思います。

そこで、県内の各地域振興局に行政の経営コンサルタントとしての役割を担う専門チームを配置し、市町村の行政運営を俯瞰的に分析し、効率化のためのアドバイスや支援を行うなどといった取組があってもいいのではないかと考えます。市町村への助言体制について、現状と今後の展望についてお聞きます。

市町村連携について伺います。

平成の大合併から約20年が経過し、合併ができず人口減少が進む小規模な自治体にとっては、市町村連携が不可欠になります。一方で、言うはやすし行うは難しと言うとおり、市町村連携もなかなか効率的に進んでいないのが現状ではないでしょうか。県の俯瞰的な立場での協力が必要だと思います。類似した課題を持つ市町村同士の連携を促進し、共同での問題解決やリソースの共有を行うことも有効と考えられます。例えば、採用試験の共同実施や専門職員の派遣、共有など、連携強化を県主導でできないのか。お考えをお聞きます。以上ここまでの4点について企画振興部長にお聞きます。

高等教育機関への進学支援についてお聞きます。

経済格差が進む中で、貧困の連鎖が続いていると思います。資本主義国家である以上、経済格差が進み続けることは明確であり、できる限り累進課税等でバランスを保つべきですが、問題は、そこで生まれる貧困が一定程度連鎖し続けている事実であると思います。行政最大の仕

事の一つが、こうした貧困の連鎖を断ち切るための支援を充実させ、そして、ただ支援策をつくりましたと言うだけでなく、その支援策を一人でも多くの子供が使えるように工夫し、現実的な数値として成果を出すことだと思います。

では、貧困の連鎖を断ち切るために行政でできることは何かというと、教育の機会の提供と、そもそも、自分は大学に行きたいけれども行けるわけがないと思っている子供たちに、そんなことは決してないと教えてあげることだと思います。もちろん、高等教育を受ければそれで済む問題ではないですが、受けることで価値観や人生観、自身の価値向上に寄与することは必ずあると思います。

アメリカの副大統領 J・D・バンスが書いた「ヒルビリー・エレジー」という本があります。一部中身を紹介しますと、彼はアメリカの白人貧困層が多いラストベルト、これはさびついた工業地帯という意味ですが、ここの出身で、母親は麻薬中毒者、父親が何度も替わるという本当にすさんだ家庭で育ったわけですが、たまたま祖母や一部の人の支援により州立大学に入ることができ、その後、米海兵隊に所属し、意識改革を行い、そこからイエール大学の大学院に進学して弁護士になるのですが、その過程において彼が見てきた世界は、物理的、精神的な貧困がどれだけ子供たちに影響し、それが連鎖し、マクロ経済が幾ら拡大しようが、そんなことよりもはるかに根深い孤立した貧困層は課題を抱えており、バンス自らもそうであったように、自分たちがここから抜け出せるのだと誰も信じていない現実があり、こういった層に手を差し伸べる必要性を話しています。

私は、過剰に進んだ資本主義の生んだ結果であると思います。もちろん、日本はここまで進んでいないと思いますが、日本においても、このままでは貧困の連鎖は広がっていくのではないかと思います。こうした連鎖を断ち切るべく、少しでもできることからやることこそ、行政の役割であると思うわけです。

そこで、まずは高等教育機関への進学支援について伺います。

家庭環境や経済的理由によって高等教育機関への進学を希望する子供たちの道が閉ざされることがないように支援が必要であります。奨学金や学費免除など県が行っている進学支援策の現状と今後の見通しについて県民文化部長にお聞きします。

家庭の経済的事情等により、進学できない子供たちが多くいるのではないかと想定されます。そうした子供たちは、支援策が用意されていても、進学を諦めている場合が多いのではないかと。子供たちに情報が届き、また、その活用を後押ししなくては、実際の進学につながらないわけです。国や他の自治体の支援策も含め、周知の方法についてお聞きするとともに、進学を希望する子供たちを後押しすることへの教育長の思いをお聞きします。

八ヶ岳・霧ヶ峰エリアの振興についてお聞きします。

諏訪地域は、諏訪湖と八ヶ岳という二つの資源を有する地域です。どちらも住民の暮らしにとって切っても切れないものであり、地域の財産であると思います。しかし、まだまだポテンシャルを秘めています。これからはさらなる一体的な売り込みが必要だと思います。一方で、地域振興局の予算配分を見ますと、もう少し八ヶ岳に対して力を入れていただいてもいいのではと思う次第です。

八ヶ岳・霧ヶ峰エリアは、四季折々の美しい自然景観や多様なアクティビティーが楽しめる観光地として多くの観光客に楽しまれています。特に、近年、海外からの観光客も増加しており、地域経済の活性化に大きく寄与しています。

一方で、インバウンドは本格的にこれから増えていくものと思います。観光客の増加に伴い、世界基準の受入れ環境の整備や効果的なプロモーション活動が求められています。

また、このエリアの魅力の根幹である豊かな自然環境を次世代に継承するためには、登山道などのインフラ整備や環境保全活動が不可欠です。これらの課題に対し県としてどのような方針で取り組んでいくのか。以下の2点についてお聞きします。

八ヶ岳・霧ヶ峰エリアは、多くの観光資源を有し、世界的に知名度のある重要な観光地であり、近年のインバウンド需要の増加なども踏まえ、観光客の受入れ環境整備とともに、観光プロモーションの強化などにより、県としてもこの地域のブランド化を後押ししてほしいと考えますが、今後の取組の方向性を観光スポーツ部長にお聞きします。

八ヶ岳・霧ヶ峰エリアの魅力である豊かな環境の保全も、長野県が持つ世界的ブランド維持のために必要となります。実際、八ヶ岳を登山すると、経験者からそうではない人たちまで多くの人が訪れていますが、誰もが安全に楽しく訪れるためにも、多くの方が利用する登山道整備等が早急に求められています。地元や自治体だけでは手が回らない状況にある中、積極的なお力添えをお願いしたいところですが、どう取り組んでいかれるのか。環境部長にお聞きします。

県行政の在り方についてお聞きします。

今回、一連の質問でもお聞きしていますとおり、少子高齢化時代に本格的に突入し、様々な点において行政が担う仕事も増え続けていると思います。また、時代の流れが加速していることもあり、社会課題が次々に浮き彫りになり、これに対する対応も大変な労力になると思います。

さらに、戦後から高度成長、バブル経済の浮き沈み、長いデフレ期間からの100年に一度のパンデミック等もあり、まさに時代は大きな過渡期に入っています。地方政治は激変する時代にどう対応するのか。その中で、職員の負荷も増え、常に目の前の仕事に対応せざるを得ないことは理解できます。さらに、未来を見据え、本格的な選択と集中が求められています。

これは、数十年前には少子高齢化時代に突入すると分かっていたながら、本格的な手を打ってこられなかった結果であると思いますが、もとより、これは人間が持つ習性なのか、これからそのための大変な社会構築をしなければならないわけです。

近年、少子高齢化や急速な社会変化に伴い、都道府県行政の役割は増大しています。また、SNSの普及により、市民と行政の距離が縮まり、将来的に必要な大胆な行政判断が難しくなる傾向も見受けられます。このような状況下で、市民の声を尊重することは重要ですが、県として、一部の批判に左右されず、断固とした姿勢で政策を推進することも必要と考えます。

今回の宿泊税導入においても、事前にある程度調整をし、金額までも明確にしていながら、結果としては当初の予定と違う決着となりました。市民の声を尊重することも大切ですが、であれば事前の調整を綿密に行い、一度提示したものはきちんと押し通す県行政の強さも私は必要であると思いますし、これから県民にある程度我慢をしてもらわなくてはならない社会課題が山積する中で、今回の対応は弱腰に映り、県の持つ信頼性を揺るがした気もします。県として、一部の批判に左右されず、断固とした姿勢で政策を推進することも必要と考えます。

今回の宿泊税の制度構築に当たり、どのような考え方で調整を進めてきたか。また、今後、県政における多様な相手との合意形成に対しどのような姿勢で臨むのか。知事のお考えをお聞きします。

さらに、時代に合わせて県組織の在り方を本格的に改革していく必要があると思います。これは、県以上に人手が足りない市町村職員においてはさらに必要なことであると思います。今回の予算方針の中にも、行政改革の必要性が多岐にわたり記載されていますが、県には市町村の手本となる行革を期待するところです。

従来の行政の仕組みや制度の見直しが求められる中、県においても長野県行政・財政改革2023を策定し、組織風土改革「かえるプロジェクト」など行政改革を行ってきたわけですが、知事が認識される現状と課題について伺うとともに、今後特に力を入れるべき取組についてお聞きします。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には事業の選択と集中について2点のお尋ねをいただいております。

まず、事業の選択と集中をどう進めるのか。また、優先的に投資すべき分野についてのお尋ねでございます。

社会保障関係費の増加や金利上昇等により、これまで以上に厳しい財政運営を強いられる懸念がある一方で、必要な政策にはめり張りづけをしつつも、積極的に予算を投じることが必要と考えております。

人口減少やゼロカーボンの推進、学びの改革や、高校、特別支援学校などの教育環境整備、地震防災対策を含む防災・減災対策など喫緊の課題や、将来を見据えつつも速やかに取り組むべき施策に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

めり張りづけや選択と集中を進めるに当たっては、既存事業も含めたゼロベースでの見直し、投資的経費の平準化に向けた事業スケジュールの検討や、公共事業評価による新規事業箇所の厳選などに取り組んでまいります。また、デジタル化、集約化や、来年度新たに民間の専門知見も活用した業務改革を行う予定であり、業務の効率化においても取組を強化してまいります。見直すべきは見直し、伸ばすべきは伸ばす観点から、持続可能な財政運営と重点施策の積極展開の両面に取り組んでまいります。

次に、費用対効果の考え方を取り入れ、職員にどう浸透させていくかというお尋ねでございます。

費用対効果を把握し、その改善を意識して事業を行うことが非常に重要であると認識しております。このため、県では、平成24年度に事業の予算、決算などの経費や、その実績、効果を点検できるよう事業改善シートを導入したところであり、以来、数度にわたり改善を行ってまいりました。

直近では、令和5年度に、予算時の想定と事業実績の比較を分かりやすくするため、主な取組実績とその成果、事業成果指標の達成状況に関する要因分析、今後の事業の方向性の記載内容を充実させました。

こうした見直しの狙いには、職員の費用対効果の意識向上を含んでおり、年度当初には、各所属に対し、事業改善シートの意義や費用対効果の重要性について改めて周知徹底しているところでございます。加えて、事業改善の好事例の共有や事業構築における活用を促すなど、工夫をしながら職員に費用対効果の意識を浸透させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には事業の選択と集中について四つ御質問をいただきました。

まず、県民の声を広く吸い上げ、反映していくための取組についてでございます。

県民の声を広く吸い上げ県政に反映していくことは極めて重要であると認識しており、このため、計画等を策定する際に意見を募集するパブリックコメントや、個別広聴、集会広聴の各種取組によって県民の皆様の声を受け止めるよう努めております。

個別広聴としては、県政に関する意見や要望を受け付け、施策へ反映させる県民ホットラインや、各年代層の御意見や意識を把握する県政アンケート調査などを実施しております。集会広聴としては、直接知事と県民が意見交換を行う県政タウンミーティングやティーミーティン

グ、各部局がテーマを決定し、部局長と県民とで意見交換を行う政策対話を行うほか、信州未来共創戦略の策定に当たっても県民の皆様と約150回もの意見交換を実施してきたところです。

こうした取組に加えて、職員一人一人が、日々の業務を通じて県民の皆様の御意見を把握しながら、施策への反映に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、選択と集中事例を市町村が参考にできるような仕組みづくりについてでございます。

市町村における行政改革については、平成17年からのおおむね5年間をかけて、国が掲げた集中改革プランにより職員数の削減や事業の民間委託等を進め、現在は各市町村において自主的な取組を行っているものと認識しております。

広域自治体たる県の役割として求められるのは、好事例の周知と、取組に当たって活用できる制度の理解促進です。例えば、公共施設の最適な配置については、厳しい財政状況や人口減少等により、まさに選択と集中が求められており、総務省では、市町村が定める公共施設等総合管理計画に関するガイドラインや先進団体の優良事例等をまとめているわけですが、県では、こうした取組に関して、市長会、町村会、市町村ヒアリング等の機会を捉え、市町村が自分事として活用できるよう、説明に意を砕いております。

これに関する財源についても、直近では、集約化、複合化する施設の除却について有利な施策が創設されるなど、年々グレードアップしております。これは、一例ですが、このような制度改正に際して、市町村がこうした制度を活用できるよう、担当者説明会等を開催しているほか、市町村等の状況によっては直接幹部職員に説明するなど、県全体で市町村を応援しております。

今後も、市町村ヒアリング等を活用し、市町村の困り事を聞き取り、県としても汗をかき、知恵を出すよう、寄り添った対応を行ってまいります。

次に、市町村への助言体制に係る現状と今後の展望に対してでございます。

市町村への助言支援は、まさに広域自治体たる県の根幹業務とも言えるものであり、各分野を所管する部局から日常的に助言、支援を行っておりますが、包括的には地域振興局や本庁の市町村課がその任を負っているものです。

各地域振興局では、市町村に身近な立場から、随時のヒアリング等を活用した相談対応を行っております。また、市町村課は、主に各市町村から寄せられる地方債や交付税などの専門性の高い相談等について市町村に寄り添って知恵を出しているところです。

視点を少し変えますと、これらに加えて、近年、より高度な専門性が求められる分野について外部人材を市町村が活用できる仕組みについても拡充されてきました。具体例を申しますと、総務省と地方公共団体金融機構が共同で行っている地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業では、公営企業等の経営改革、地方公共団体のDXなどについてアドバイザー派遣によ

る市町村への支援を行っているほか、県の事業としても、今年度から、市町村へ外部デジタル人材を派遣し、業務プロセスの見直しやデジタルツールの活用などを伴走支援する仕組みなど、分野に応じて専門性の高い人材を市町村が活用できるよう取り組んでいるところです。

県として、直接の助言だけでなく、このような制度の活用を促すことも大変重要と考えておりまして、市町村があらゆるリソースを有効に活用できるよう引き続き努めてまいります。

最後に、専門職員の確保に向けた市町村同士の連携強化についてでございます。

県内の多くの市町村において土木職員や保健師等の技術専門職員の確保に課題があると同っており、専門職員の確保に向けては広域的な取組も有効と認識しております。例えば、保健師や保育士については、従来より、南信州広域連合や長野地域連携中枢都市圏による採用試験の共同実施などが行われてきましたが、県と市町村との協議の場における議論なども踏まえて、採用試験の共同実施など、市町村同士の連携を他地域でも取り組んでいくとともに、なお不足する場合には、県が採用している保健師については県から直接派遣を行うこととしております。

人口減少が進む中、小規模市町村の多い本県において、専門職員の確保対策は喫緊の課題ですので、広域自治体である県として、地域に専門の職員が不足しないよう、行政サービス提供体制も含めて検討してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には県が行っている進学支援策の現状と今後の見通しにつきましてお尋ねいただきました。

奨学金については、信州学生協会から寄附を頂いたことを契機に、就学する意欲を持ち、長野県へ様々な形で貢献しようとする若者を応援するため、令和5年度から所得要件なしの給付型奨学金を支給しています。

学費免除については、令和2年度から国の高等教育の修学支援新制度が開始され、年収目安380万円未満の世帯及び子供を3人以上扶養する380万円から600万円未満の世帯の学生を対象に、国が定めた一定の額まで年収に応じて段階的に授業料及び入学金を免除しております。加えて、来年度からは、扶養する子供が3人以上いる世帯の学生について、所得制限を設けず減免対象とする拡充を行う予定となっております。

また、県におきましても、低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、県立高等教育機関等に通う世帯年収目安380万円未満の県内出身学生を対象に、国の制度と併せまして、授業料等が無償となるよう、今定例会に議案をお願いしているところでございます。

高等教育機関への進学意欲のある子供が経済的な理由で希望する進路を断念することがないよう、国に対し高等教育の修学支援新制度について減免額の拡充を図るとともに、支援対象を

子供の数に限定することなく、全ての中間所得層までさらなる拡大を図るよう、引き続き要望してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には進学支援策の周知方法についてお尋ねをいただきました。

先ほど県民文化部長から答弁のあった県で行っている支援策に加え、日本学生支援機構や民間団体、さらには、住んでいる市町村によって様々な進学支援策があるものと承知しております。

議員御指摘のとおり、こういった支援策が生徒たちの元に届き、活用されることが必要だと認識しており、県立高等学校においては、大学等への進学に向け、奨学金のパンフレットの全生徒への配付、3学年の各教室や進路指導室へのポスターの掲示、進路講演会等での周知を行うとともに、学年PTAや7月の保護者懇談会の折には保護者に直接説明をし、相談に応じているところでございます。また、奨学金に関する生徒からの相談には、担任や奨学金担当の職員が詳細に説明を行っているところでございます。

今後は、生徒を通した周知に加え、学校連絡用通信アプリを活用した保護者への周知にも努め、経済的理由で進学が困難な子供たちの就学奨励を図り、誰にでも学びの機会が提供され、経済的理由で子供たちの夢や希望が閉ざされることがないように取り組んでまいります。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には八ヶ岳・霧ヶ峰エリアの観光振興策についての御質問でございます。

日本百名山に位置づけられる八ヶ岳、霧ヶ峰、蓼科山など、雄大な自然と絶景に囲まれ、四季折々の景色や季節ごとに楽しめるアクティビティー、日本遺産に認定された縄文時代の遺跡など多彩な魅力を有し、首都圏からアクセスしやすい八ヶ岳・霧ヶ峰エリアは、多くの観光客の方にお越しいただける本県が誇る山岳高原観光地として認識しております。

そのため、昨今のインバウンド需要の増加なども念頭に、受入れ環境の整備に向けまして地元市町村などと連携して研究会を開催しているほか、観光客にとってより快適な空間を整備する観点から、関係機関と連携しながら、ビーナスラインの舗装修繕や沿道の美化、携帯電話の不感地帯解消などに取り組んでまいります。

また、観光プロモーションにつきましては、諏訪地域振興局におきまして、インフルエンサーを活用した発信を引き続き行うほか、県公式観光サイト「Go NAGANO」の活用、さらにはアドベンチャーツーリズムを好みますヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアなど高付加価値市場向けのプロモーションを実施し、国内はもとより海外に向けた情報発信にも努め

るなど、地域のブランド化を支援してまいります。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）八ヶ岳・霧ヶ峰エリアにおける自然環境保全のための登山道等の整備についてお尋ねをいただきました。

世界水準の山岳高原リゾートを掲げる本県が、多くの観光客を迎え入れながら自然環境を保全していくためには、自然公園内においても適切にインフラ整備をしていく必要があります。登山者の安全を確保するとともに、貴重な植物などを登山者の踏み荒らしから守るという観点からも、登山道や案内看板などの整備は極めて重要でございます。

県では、これまでも、国の交付金やふるさと信州寄付金を活用して、市町村や山小屋関係団体が行う八ヶ岳の登山道、美濃戸南沢線や夏沢峠桜平線などの整備のほか、自然公園利用者のための駐車場整備などを支援し、自然環境の保全と適正な利用の推進に努めてきたところでございます。

来年度は、霧ヶ峰自然保護センター周辺の整備に向けた現況調査を実施するほか、八ヶ岳縦走の拠点としても利用されている山小屋のトイレ用発電施設の修繕を新たに支援する予定でございます。

八ヶ岳・霧ヶ峰エリアの豊かな自然は、当地域周辺の振興を図る上で欠かせない貴重な財産であります。この豊かな自然環境が後世に引き継がれ、将来にわたり地域の活性化につながるよう、必要な予算の確保に努めるとともに、地域の関係者等の声を十分にお聞きしながら、良質な受入れ環境の整備を支援してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、宿泊税に関連しての御質問が2点ございます。

一つは、宿泊税制度の検討に当たっての調整の考え方という御質問であります。

弱腰という御指摘がありましたけれども、これは、弱腰であるとか、強気であるとか、そうした観点で進める仕事ではないということははっきり申し上げなければいけないというふうに思っております。

これは、何といたっても課税する議論であります。議員からは決着というお話がありましたけれども、これはまだ決着しているわけではなく、最終的に県議会の皆様方が御判断されるわけであります。

私としては、やはり最善の案を取りまとめようという思いで今日に至っているところでございます。特に、昨年の段階で、県議会の観光議員連盟の皆様方からも、この条例案の提出に向

けては、広く県民の皆様方の理解を得るため、関係者との継続的な協議や県民説明会等における丁寧な説明を通じて様々な声に真摯に耳を傾けるよう御要望いただいたところであります。様々な関係者、県民の皆様方との対話も含めていろいろ御意見を伺う中で、今回私どもとして考え得る最善の形ということで案をお示しさせていただいたところでございますので、ぜひ御議決をいただきたいということをお願い申し上げたいと思っています。

そして、今後の県政の合意形成に臨む姿勢ということでございますが、これは、今のお話でも申し上げたように、やはり、私は県知事の立場として、何が県民にとって最善か、長野県の発展にとって最善かということを常に考えて仕事をさせてきていただいております。この間、いろいろな県民の皆さんの御意見があります。これまで仕事をする中でも、当然でありますけれども、全ての県民の皆様方の声を100%反映するということは無理であります。様々な御意見がある中で、私が信じる考え方で判断、決定をしていくということが私に課せられた使命だというふうに思います。

ただ一方で、私もいろいろな仕事をする中で、自分自身の思い込みとか誤解をしているところもあるかと思っています。そういうことがないようにしなければいけませんので、それは、県職員をはじめ、多くの皆様方の意見を真摯に受け止め、また、県民の皆様方の声も丁寧にお伺いしながら責任を持った政策判断をしていきたいというふうに思っております。

もちろん、声が大きい人に引っ張られるというようなことがないようにしていきたいというふうに思っています。県民の皆様方の最善の案をつくるようにこれからも取り組んでいきたいと思っています。

それからもう一点、かえるプロジェクトの現状と課題、そしてこれから力を入れる取組という御質問でございます。

組織風土改革にはいろいろ取り組んでできています。これまで、職員提案による230件の業務見直しに取り組んできましたし、また、ペーパーレス化の推進による紙の削減、それからフリーアドレス化等のオフィス改革、こうした取組をしてきている中で、一定程度成果が上がってきているというふうに思っています。

一方で、業務量の多さや職員の多忙感など、本質的な部分が根本的に変化していくところまでは至っていないというふうに考えております。こうしたことを考えると、これから将来に向けては、そもそも仕事の仕方、仕事の内容、こうしたものをどう抜本的に変えていくということが重要なテーマだというふうに思っています。

私が特にこれから職員としっかり議論しながら考えていかなければいけないと思っているのは、やはりAIの活用です。生成AIが急速に進歩していく中で、既存の多くの仕事が失われていくのではないかとというふうにも言われているわけであります。特に、いわゆるホワイトカ

ラーと言われているような職種は、かなりの部分が生成ＡＩに置き換わるのではないかということも指摘されている中で、我々公務の職場においては、人口減少、そして職員の確保がだんだん困難になっていく中で、このＡＩをどこまで最大限、今の技術レベルの中で活用できるのかということをしっかり追求しなければいけないのではないかというふうに思っております。

それからもう一点、あえて申し上げれば、日本は法治国家であるのでやむを得ないところがありますが、やはり国と地方の関係性の問題は、国が法律をつくって地方に計画をつくらせたりして、我々は意図せざる形で常に国から仕事の下りてくる、降ってくる。また、毎年のようにいろいろな補助制度が見直しされたり、新しい補助制度がつくられれば、それに対して、その都度その都度、別に我々が意思決定をしているわけではありませんが、それに対応せざるを得ないという状況であります。

この人口減少下をどう乗り切るかということを考えれば、右肩上がりで人口が増え、そして仕事もどんどん増えて当たり前、そうした時代ではもうなくなっているわけでありますから、この国と地方の関係性もそろそろ抜本的に変えてもらわないと、幾ら地方公共団体が独自に行政改革をやっても、次から次へと新しい計画をつくれ、新しい仕事をやれと言われては、追いつかないというふうに思っています。

私としては、この生成ＡＩの活用や、国と地方の関係の見直しにしっかり取り組んでいくことによって、本当に県職員が生き生きと活躍できる、そして、最小の経費で最大の効果を生むことができる、そうした県政になるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）もろもろ御回答をいただきました。

これからの行政のやるべき仕事は多岐にわたり、様々な課題が山積していることは間違いないと思います。本格的な少子高齢化時代に入り、これまで以上に福祉事業が必要であり、同時に、あらゆる公共施設が大幅な補修や取り壊しが必要な時代に入るなど、大きな過渡期を迎えています。こうした状況を県民の皆様にある程度理解してもらうことが何より大切なことだと思います。そして、事業の透明性がより求められる時代に入ったと感じています。

一方で、住民ニーズもこれまで以上に強くなり、これに呼応するために、県職員の姿勢やスキルも問われるものと思います。こうした状況を打破するために、国の地方行政に対する大幅な方向転換が必要であり、これを訴え続けることが大切なことだと思います。

一方で、国の大胆な改革を待つ間にも、地方は待ったなしの改革が求められております。同時に、夢の持てる新しい事業の種まきを行いつつ、持続可能で将来の期待が持てる地域づくりが必要となります。そのために何が必要か、改めて自問自答しなければならないと思います。

今こそ大胆な改革と、新しい夢の持てる未来への投資ができるかが将来を決定づけると思います。県には、ぜひその先頭に立ち、市町村の手本となっていきたいと思います。知事には、大胆かつしなやかに、そして時には力強さを発揮しつつリードしていただきたいをお願い申し上げます、全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）新政策議員団の奥村健仁でございます。質問をさせていただきます。

11月定例会の一般質問において、長野県の人口減少と町の空洞化が進む中、まちづくりが重要な課題だと質問させていただきました。その中でも、UDC信州を活用した支援や人材育成の強化、市町村と連携した効果的なまちづくり、商店街活性化など、まちづくりの未来像を示してほしい旨の質問させていただきました。

今回は、若者・女性に選ばれるまちを目指すに当たって、地域経済の活性化、そしてにぎわいの創出において、チャレンジショップ、そして、起業が本県のまちづくりにおいて重要な項目であると思い、質問させていただきます。

近年、県内の商店街や市街地では、空き店舗の増加が問題となっております。特に、地方の小規模商店街では、後継者不足や人口減少の影響を受け、かつて地域のにぎわいを支えていた店舗が次々と閉店し、空洞化が進んでおります。

一方で、起業を目指す人々や新しいビジネスモデルに挑戦したいと考える人々にとって、初期投資を抑えながら実店舗を試す場としてのチャレンジショップの活用が有効だと考えられております。

本県においても、幾つかの自治体で導入されている例がありますが、さらなる支援策の広がりが求められております。また、若者や女性、移住者を含めた多様な層が新しいビジネスを起こし、地元根づくことも、まちづくりへとつながることと期待されております。このことを踏まえ、質問させていただきます。

まず、県として、商店街や市街地の空き店舗の現状をどのように把握しておりますでしょうか。空き店舗の増加率や地域別の傾向など最新のデータがあるのか。お伺いいたします。

次に、県内では、既に幾つかの自治体がチャレンジショップを活用した取組を行っておりますが、県としてそれらの成果をどのように評価しておりますでしょうか。そして、成功事例があれば、その特徴や要因をどのように分析されておられるか。お伺いいたします。

次に、チャレンジショップや起業するに当たり、県の支援体制についてお伺いいたします。

県では、スタートアップステーションを2020年に設置しておりますが、県内での起業に対する意識はまだ十分に高まっておらず、支援制度の周知や利用促進も課題となっております。県

や市町村の支援策は存在するものの、起業しようとする人がその情報を十分に活用できないケースが多いと感じております。

そこで、起業機運の醸成、支援制度の周知や利用促進のための広報、そして子育て世代の女性が起業しやすい環境づくりや伴走型支援の強化が必要と思いますが、それぞれについて田中産業労働部長にお伺いいたします。

次の質問に移ります。

長野県の高校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、少子化の進行により、公立高校の統廃合が進められております。

長野県でも、私立高校への就学支援が拡充されております。授業料軽減補助制度などが導入されておりますが、これは経済的な事情に関係なく全ての子供たちに学ぶ機会を提供するという点で意義のある政策だと思っております。

一方で、県立高校では施設の老朽化が進み、地域によっては十分な教育環境が維持できない状況も見られます。この状況の中で私立高校への補助金を拡充することは、県立高校とのバランスを欠くことにならないか、懸念をしております。

そこで、質問をいたします。

地域高校にとって、私立高校への各種補助金の拡充により、生徒が私立高校に流れることが危惧されておりますが、私立高校との公平性の観点から、県立高校の施設面での教育環境をどのように充実させていくのか、方針をお伺いいたします。

次に、長野県では、生徒数の減少により、県立高校の統廃合が進んでおります。特に、地方部の県立高校が対象になることが多く、地域の教育機会の縮小が懸念されています。一方で、県立高校は地域社会の核としての役割を果たしており、その存続は、単なる教育政策の問題にとどまらず、地域の活性化にも影響を与えております。

今回、県立高校の魅力向上のため、新しく県立高校特色化推進事業や、県立高校の情報発信強化・充実のためのホームページ再構築事業、昨年引き続き高校生による中学生の主体的な進路選択支援事業が行われるということでございます。

中でも、県立高校の特色化は大事なことだと思っております。各校が安定して継続的に取り組める体制を整えることが必要ですが、県としてどのような支援策を講じているのか、また、財政的措置や外部専門家の活用、地域との連携強化に向けた取組についてお伺いいたします。

次に、この特色化の取組がどのような成果を上げているのかを把握するため、どのような評価指標を設けているのか。また、特色化を進める上で直面している課題と、それに対する今後の対応策についてお聞きをいたします。以上、武田教育長にお伺いをいたします。

次に移ります。

全国的に厳罰化が進んでいるにもかかわらず、依然として飲酒運転が後を絶ちません。

先月には、福島県のＪＲ郡山駅前で、大学受験に訪れていた19歳の女性が飲酒運転の軽自動車にはねられ死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。実況見分の模様をテレビで見る機会があり、加害者が涙を流し手を合わせる姿に、怒りとともに、なぜ飲酒運転をしたのかという思いもあり、この質問をさせていただきます。

近年、本県における交通事故は、コロナ禍で減少したものの、社会活動も活発になり、昨年の交通死亡事故は57人と、一昨年より15人増と大幅に増えております。交通事故死57人のうち、高齢ドライバーが起こす事故は23人と、前年より9人増えております。また、高齢者が犠牲となることも多く、全体の半数以上を占めております。県民の安全を確保するための対策が急務であります。

長野県は、広大な地理的特性を持ち、自動車移動が不可欠な地域も多いため、交通安全対策は、都市部と地方部の両面から考えなくてはなりません。そして、交通事故の増加を防ぐためには、県、警察、地域社会が一体となり包括的な対策を講じることが必要であります。県として今後どのように具体的な施策を進めるのか、方針をお聞かせください。

そこで、以下の点について質問いたします。

まず、本県における交通事故死者数の推移はどのようになっていますでしょうか。昨年の交通死亡事故の主な原因や特徴について、県警はどのように分析しておられるか。お尋ねいたします。

次に、高齢ドライバーによる交通事故が問題となっています。

運転技能の低下や認知機能の衰えによる事故を防ぐための対策についてお伺いいたします。高齢ドライバーの事故防止に向けた施策の現状について鈴木警察本部長にお伺いいたします。

次に、免許返納後の移動手段の確保が課題となっていると思いますが、代替交通手段の整備について小林交通政策局長にお伺いいたします。

次に、飲酒運転撲滅のための啓発活動や取締りの強化について、県警との連携を含めた取組状況をお伺いいたします。ここ数年の飲酒運転による事故件数、取締り件数の推移はどのようになっているのか。お伺いします。

そして、アルコール検知器の義務化など、企業や公共交通機関での対策状況について鈴木警察本部長にお伺いいたします。

次に、福岡県では、飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店として、企業や飲食店が自主的に飲酒運転防止の取組を宣言し、実践しております。これらの事業所は、従業員への教育や啓発活動、運転代行サービスの紹介などを積極的に行い、地域全体で飲酒運転撲滅に向けた意識を高めております。

このように、飲酒運転の撲滅に当たっては、県内企業や飲食店などとの連携が必要であると考えます。現在、県として飲酒運転の防止のためにどのような啓発活動を行っているのか。直江県民文化部長にお伺いいたします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には空き店舗の活用につきまして3点御質問をいただきました。

初めに、空き店舗の状況についてでございます。

県が今年度行いました商店街実態調査によりますと、県内の空き店舗率は平均で9.9%となっており、全国平均13.6%と比べますと約4ポイント少ない状況ではございます。しかしながら、前回令和3年度の調査では8.7%であったことから、1.2ポイント上昇しており、増加傾向にあるところでございます。また、今年度調査の地域別で見ますと、南信が16.1%と最も高く、続いて東信が14.3%、中信6.8%、北信6.5%となっております。

次に、チャレンジショップの状況についてでございます。

議員御指摘のように、県内におきまして、空き店舗対策としてチャレンジショップに取り組み、域外からも創業者を集めているような事例があることを承知しております。この成功事例に共通しますのは、チャレンジショップによる創業を希望する側と空き店舗の貸手との間に入り、双方のニーズを踏まえた適切なマッチングを行うとともに、親身になって創業希望者の相談に応じることができるコーディネーターの存在があるものと認識しております。このコーディネーターの評判が新たな創業希望者を集めるといった好循環につながっておりまして、事業の定着にも寄与しているものと分析しているため、今後このような背景を市町村や関係団体とも共有して、人材確保につなげてまいります。

最後に、起業支援策の広報と子育て世代女性の起業支援や伴走型支援の取組についてでございます。

県では、県のほか、市町村、金融機関、商工団体等が実施している起業支援に関する情報を一元的に掲載し、最適な情報を検索できるポータルサイト「SHINKI」を昨年1月から開設しているところでございます。このポータルサイトでは、先輩起業家によります起業体験談の記事やセミナーなど起業関心層向けの支援情報から、人材確保や資金調達に関するワークショップなど起業後の事業成長を目指している経営者向けの支援情報まで、起業のフェーズに応じた情報を掲載しているほか、SNSによるイベントの告知や支援機関への情報共有を併せて行い、利用促進を図っているところでございます。

また、女性の起業支援につきましては、令和5年度から女性起業相談窓口を設置し、女性コーディネーターが、起業相談に加え、仕事と家庭、子育てとのバランスなど幅広い相談に応

じているところでございます。来年度からは、新たに起業のハードルを下げることをテーマとした連続講座を開催し、相談窓口の活用と併せ、寄り添った支援をしていく予定であります。今後も、女性の起業を含め、県内の起業支援情報が効果的に発信でき、事業者に届くよう工夫を重ね、支援策が活用されるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、県立高校の施設面での教育環境の充実についてでございます。

県立高校の施設は、築30年以上が約8割、築40年以上が約4割を占め、老朽化が課題でございます。このため、教育環境の向上に向け、令和5年度から、従来の維持修繕に加え、断熱改修等による省エネルギー化のほか、生徒数の減少により生じた空き教室の配置替えや、パーティション設置等による小教室の設置、多目的な空間の創設など、学びの多様化に応じた学校施設の高機能化、多機能化に取り組んでいるところでございます。

また、県立学校の施設整備に当たっては、これからの学びに求められる学習環境について、建築や教育の専門家等から構成する検討委員会において、長野県スクールデザイン2020として取りまとめられたところでございます。

高校再編に伴う新校の整備に当たっては、この考え方に沿い、地域の方々の意見を取り入れながら、探究的な学びを実現するフレキシブルな学習習慣や、地域連携を促進する共創空間などの整備を進めてまいります。

全ての学校の改修を同時に進めることは財政的に困難であると考えておりますが、可能な範囲で順次改修を進めること、また、高校再編の中で施設整備を行うことによって、引き続き教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

続いて、県立高等学校の特色化に向けた支援についてでございます。

議員御指摘のとおり、県立高校の特色化を推進するために、各校が安定して継続的に取り組む体制を整えることは重要と認識しております。そのため、県立高校特色化推進事業を令和7年度から9年度までの3か年にわたって実施する予定でございます。この県立高校特色化推進事業は、教員が特色化を進めるために先進校を視察したり、外部講師を呼んで研修したりする特色化スタートアップ事業と、生徒自らが特色化を考えイベントを企画したり情報を発信したりする高校生による県立高校の魅力化プロジェクトの二つの事業から成り立っております。これらの事業を継続的に進めることによって、高校特色化に各校が腰を据えてしっかりと取り組んでいけるよう支援をしてまいります。

また、地域との連携については、来年度、学校と地域とを結ぶ地域連携コーディネーターを

5名から20名に増員し、地域の方々と共に地域課題に取り組む共学共創コンソーシアムを構築するなどの取組によってさらに強化してまいり所存でございます。

最後に、特色化の取組の評価指標について等でございますが、各県立高校では、県立高校の特色化に関する方針に基づき、生徒や保護者、地域の皆様の意見を踏まえて、自校の特色や魅力について検討を進めているところでございます。各校の特色化の取組の成果を評価する中心となるのは、地域の方々や生徒、保護者であると考えております。今後、これらの方々の声を集約し、各校の特色化の進捗の度合いや達成度を評価する方法を検討してまいります。

特色化を進める上での課題と今後の対応策についてでございますが、特色化を進める上での課題については、一つは、さらに地域に開かれた高校となるよう推進することであります。また、各校の特色の可視化も含め、地域や中学生に分かるよう効果的な情報発信の方策も課題でございます。

今後の対応策につきましては、新校において新校再編実施計画懇話会を実施し、地域の皆様の意見をお聞きしているところであり、既存校においてもこのような機会を設けていく予定でございます。

また、情報発信については、ウェブサイトなどで各校の特色や魅力の発信力の強化、高校生自ら企画・運営する合同説明会の開催など、様々な手段によって推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には交通事故防止対策等について4点御質問をいただきました。

まず1点目の、ここ数年の県内における交通事故死者数の推移と、昨年増加している交通死亡事故の主な特徴についてお答えいたします。

令和6年中の交通事故死者数は57人で、統計開始以降最少の死者数となりました令和5年の40人に比べると15人増加しております。

また、ここ数年の交通事故死者数の推移につきましては、コロナ禍の令和2年から令和5年までの死者数は40人台で推移しておりましたが、コロナ禍前の令和元年は65人でありました。昨年の57人は、コロナ禍前の令和元年と比べると減少しているという状況でございます。

次に、昨年、令和6年中の交通死亡事故の特徴でありますけれども、状態別に見ますと、亡くなられた57人のうち、自動車乗車中の死者が最も多く31人、次いで歩行中の死者が15人と多くなっております。

それから、事故類型別に見ますと、車両単独事故による死者が最も多く18人となります。次

いで人対車両の事故による死者が15人、そして車両相互の正面衝突による死者が14人となっております。

次に、交通事故死者を年代別に見ますと、65歳以上の高齢者が全死者数の56.1%の32人となりまして、依然として高い割合となっていることから、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題であるものと認識しております。

次に、2点目の高齢運転者の事故防止に向けた施策の現状についてお答えいたします。

令和6年中における高齢運転者の交通事故による死者数は23人で、全死者数の40.4%と高い割合を占めております。

県警察では、高齢運転者による重大事故が多く発生している実態等を踏まえ、本年も引き続き高齢者の交通事故防止対策を最重点として捉え、各種対策を推進してまいります。

主な対策といたしまして、一つ目は、運転能力や反射神経を測定することができる機材を搭載した交通安全教育車「チャレンジ号」を県下各地に派遣しての参加・体験・実践型の交通安全教育を行っております。二つ目は、速度超過や車線逸脱等の事故につながる危険をリアルタイムで感知、警告する機能がついたドライブレコーダーを貸し出し、安全運転指導と運転適性検査を実施するなどの対策を行っております。そのほか、自動車販売店と連携した安全運転サポート車の体験試乗会の開催による普及促進など、高齢運転者の交通事故防止対策を推進しております。

次に、3点目でございます。飲酒運転による事故件数と取締り件数の推移についてお答えいたします。

ここ数年の飲酒運転による人身事故件数の推移につきましては、コロナ禍の令和2年から令和5年までの4年間の事故件数は平均年46件でありました。令和6年の事故件数は45件ですので、ほぼ同水準ということになります。

次に、ここ数年の飲酒運転の取締り件数の推移につきましては、コロナ禍の令和2年から令和5年までの4年間の取締り件数の平均は年270件、令和6年の取締り件数は353件となりまして、コロナ禍の年平均と比べますと大幅に増加しております。

なお、令和6年の飲酒運転の取締り件数は353件ですが、その前の令和5年の263件と比べますと90件増、率にして34.2%増加しております。飲酒運転は重大事故に直結する悪質危険な犯罪でありますので、引き続き飲酒運転の取締りを強化してまいります。

最後に、4点目でございます。アルコール検知器の義務化等、企業や公共交通機関での対策状況についてお答えいたします。

まず、公共交通機関における飲酒運転根絶のための対策状況ですが、バスやタクシー、運送事業者等の運行管理者を選任している事業所につきましては、平成22年から、国土交通省所管

の規則により、ドライバーに対してアルコールチェックが義務づけられ、翌年からはアルコール検知器を使用するよう義務づけられております。

次に、運行管理者を選任していない企業のうち、一定台数以上の自家用車両を保有する事業所については、道路交通法の規定により、安全運転管理者を選任しなければなりません。令和4年4月までは、点呼を行うなどの方法によりドライバーの健康状況を確認する義務があったものの、アルコールチェックの義務はありませんでした。

しかしながら、令和3年8月に、千葉県八街市において、飲酒運転をしていた自家用トラックに下校途中の小学生5人がはねられ、うち2人が亡くなるという痛ましい重大事故が発生したことを契機とし、道路交通法施行規則が改正され、令和4年4月からは、運行管理者選任事業所に加え、安全運転管理者選任事業所に対してもドライバーに対するアルコールチェックが義務づけられました。さらに、翌令和5年12月からは、安全運転管理者選任事業所におけるアルコールチェックはアルコール検知器を使用するよう義務づけられております。

県警察では、企業における飲酒運転根絶対策を推進するため、県警ホームページを活用した制度の周知を行うとともに、県下1万を超える安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者が受講する法定講習において、アルコールチェックの重要性等について講義を行う等、各種対策を講じております。引き続き県警察では関係機関・団体と連携した飲酒運転根絶対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には免許返納後の移動手段の確保について御質問をいただきました。

今年度策定しました地域公共交通計画では、特に自家用車に頼ることのできない者の移動を確保するため、通院・通学・観光を保証すべき移動に位置づけ、さらに、ダイヤ、便数など一定のサービス水準を確保していくことを定めたところでございます。

とりわけ、免許返納者など高齢者にとっては通院の保証が重要であり、さらに、具体的な検討が先行していた木曽地域においては、地域独自に買物を目的とした移動も保証すべき移動に加えているところでございます。

こうした通院などの移動の保証やサービス水準の確保については、広域的移動を担う県だけでなく、地域内の移動を担う市町村もその責務を担っており、県と市町村が連携して移動保証の取組を行っていかねばならないと考えているところでございます。

既に、一部の市町村においては、免許返納者へのタクシー券の配付や助成金の交付など独自の取組も行われているところでありまして、引き続き県と市町村が連携して、免許返納者も含

め、自家用車に頼ることのできない者の移動の確保に向け、地域ごとに具体的なバス路線の再編、最適なダイヤや便数の設定などを行っていくほか、タクシーを活用した方策や、自家用有償旅客運送、いわゆる公共ライドシェアの活用等具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には、飲酒運転の撲滅に向けました県としての啓発活動につきまして御質問を頂戴しております。

飲酒運転による事故を撲滅するため、毎年度策定いたします長野県交通安全運動推進計画におきまして、重点事項に掲げております関係団体と連携し、ポスターの作成、県公式ホームページやSNS、ラジオ放送を活用した情報発信、街頭活動、あるいは出前講座の実施など、飲酒運転の撲滅に取り組んでおります。

また、事業所や飲食店におけます取組も不可欠でございまして、交通安全運動推進地方部では、飲食店にポスターの掲示や来店者への声がけを依頼しているほか、例えば佐久地方部では、587の事業所を飲酒運転撲滅宣言事業所に認定し、従業員の交通安全意識の向上を図るとともに、啓発活動に積極的に参加いただくなど、各地域の実情に応じた交通安全啓発活動に取り組んでおります。

このような取組を通じ、飲酒運転をしない、させない、許さない環境づくりを引き続き進めてまいります。

以上でございます。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

チャレンジショップと起業の質問についてですが、空き店舗の増加は地域の魅力や活力の低下につながります。一方で、起業やチャレンジショップは新しい事業の芽を育て、地域経済を活性化させる可能性を秘めております。

答弁にありましたとおり、キーマンとなるコーディネーターの育成が非常に重要であります。県として、そういうコーディネーターの育成に力を入れて、またその地域に派遣をしていくことを望みたいというふうに思います。

また、起業家にとっては、長野県は、自然や観光、農業資源が豊富で、地方ならではのビジネスチャンスも多いところでございます。成功するためにビジネスしやすい環境の整備が鍵となります。県や自治体のさらなる支援強化が必要と思います。今後の県の取組が新たなチャレンジや創出を生み、地域全体の活力になることを期待申し上げたいと思います。

次に、県立高校の教育環境についてと魅力向上についての質問であります。

長野県の高校教育の未来を考える上で、県立高校と私立高校のバランスの取れた支援は不可欠であると思っております。県立高校の存続は地域社会の維持と発展にも直結するため、単なる統廃合でなく、教育の質や地域のニーズに施策を講じることが求められていると思っております。県として県立高校と私立高校の両方を適切に支援し、全ての子供たちが安心して学べる環境を整えるために、具体的な施策の推進をお願い申し上げます。

最後に、交通事故についてお答えいただきました。飲酒運転の悪質というものは非常に目に余るものがございます。交通死亡事故は、被害者、加害者、そしてその家族、関わった全ての人が不幸になります。交通死亡事故ゼロを願い、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山岸喜昭君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明27日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時28分延会